

令和3年9月第119回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和3年9月2日（木）

○開会年月日 令和3年9月2日（木）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

2番	塩 川 まゆみ 君	3番	関 根 律 之 君
4番	向 井 一 富 君	5番	久 保 美 博 君
6番	森 永 和 夫 君	7番	菊 地 幸 雄 君
8番	泉 浩 壽 君	9番	大 木 雄 君
10番	山 本 徹 君	11番	才 野 俊 夫 君
12番	下 野 安 彦 君	13番	林 博 君
14番	山 崎 正 史 君	15番	寺 岡 保 君

○欠席議員（1名）

1番 城 戸 司 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	農林振興課長	山 中 保 正 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	危機管理班長	松 岡 裕 樹 君
商工観光班長	大 竹 浩 一 君		
教 育 長	山 岡 晋 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	大久保 裕 記 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	堀 本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 林 純 司 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第10号）

令和3年9月2日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 一般質問

日程第 6 令和3年請願 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願
受理第 1 号 (産業建設厚生常任委員会付託のもの)

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長(菊地幸雄君) 只今、出席議員14名であります。欠席届が城戸 司議員から提出されております。したがって、城戸議員の一般質問は行いません。

それでは、ただ今から、令和3年9月第119回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長、及び各課長・班長等の10名であります。

次に、愛媛県町村議会議長会会長として尽力された功績により、森永 和夫議員が、全国町村議会議長会会長より感謝状を受けられておりますので、ここでご本人に伝達をいたしたいと思っております。森永議員、演壇前へお進みください。

〔表彰状授与〕

○議長(菊地幸雄君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(菊地幸雄君) 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本 徹議員、11番、才野 俊夫議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長(菊地幸雄君) 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る8月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から16日までの14日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から9月16日までの14日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第10号のとおりであります。

日程第3 議長諸般の報告

○議長(菊地幸雄君) 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承下さい。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに令和3年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告7件、条例専決処分の承認1件、決算認定8件、剰余金の処分2件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定5件、町道路線の変更1件、工事請負契約1件、計画の認定1件、補正予算3件、人事案件1件の合計35件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。8月は停滞前線の影響により、日本各地で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生しました。内子町においても、12日から15日まで大雨警報が発令されたため、災害対策本部を設置し、職員が24時間体制で警戒にあたりました。幸いに人的被害はありませんでしたが、町道や農道など7か所で被害が発生し、その被害額は3,380万円となっております。今後、復旧に向けて県との協議を進める予定です。これから、さらに台風が多発する時期になりますので、町民の安全確保を最優先に、関係機関と連携しながら迅速な対応に努めてまいります。さて、新型コロナウイルス感染がこれまでにない勢いで拡大しております。愛媛県内においても、一日の感染者数が50人を超える日が、8月11日から28日まで続くなど、感染の勢いが収まらず高止まりとなっています。愛媛県は、感染者の急増に伴い業務が増大している保健所を支援するため、「感染症健康危機発生時等における職員の併任に関する協定」に基づき、各市町へ保健師の派遣要請を行いました。これを受け内子町では、8月18日から9月11日まで、延べ11名を松山市保健所へ派遣することといたしました。内子町の感染防止対策ですが、愛媛県が独自の警戒レベルを最大の「感染対策期」に引き上げたことにより、8月12日から運動公園や社会体育施設の利用を原則中止するとともに、自治センターや図書情報館なども利用を一部制限しております。イベントや会議等についても、当面の間は中止又は延期の対応を行ったところです。各学校においても交流活動を中止し、部活動は他校との練習試合を行わないことにするなどの対応を行っています。2学期が始まりましたので、子どもたちへの感染拡大が懸念されておりますが、学校での感染が広がらないよう、子どもたちの発熱チェックなど基本的な感染対策を徹底してまいります。私からは、防災行政無線を通じて町民の皆様に、県外との往來自粛や、感染回避行動の徹底についてお願いをさせていただきました。度重なる要請で、町民の皆様はストレスを抱えておられると思いますが、感染拡大を回避するため極めて重要な時期でございますので、もうしばらくの間ご協力をいただきたいと思います。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目が9月補正予算の概要について、2つ目が新型コロナワクチン接種事業について、3つ目が外国語指導助手（ALT）についてでございます。

それでは最初に、令和3年度9月補正予算の概要についてご報告いたします。9月補正予算に

つきましては、歳入歳出それぞれ5億4,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億31万円と致しております。これは、前年度同期の予算額と比較し、16億5,934万円、13.6%の減額となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、主だったものとしたしましては、5月17日から21日と、5月26、27日、並びに7月16日から19日までの梅雨前線豪雨による被害箇所の復旧費として、3億1,765万6,000円を計上しています。被害件数は、補助単独合わせて農業施設25件、林業施設11件、公共土木施設39件となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが大きく減少している中小企業を支援するための新型コロナウイルス対策えひめ版応援金を2号及び3号補正で6月補正で計上しておりましたが、申請件数が当初の見込みを超えたことにより、1,800万円を追加計上しております。そのほか、田渡地区の4自治会から要望が出されておりました、旧田渡幼稚園舎を活用した宿泊施設への改修事業費として6,522万8,000円、柿原自治会館建設用地の購入費として1,927万円などを計上しています。財源につきましては、令和3年度普通交付税額の確定に伴い、4億9,687万1,000円を増額したほか、国県支出金や地方債などを充てたことにより、財政調整基金繰入金を4億3,551万円、公共施設整備基金繰入金を2億552万円、一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金を6,000万円それぞれ減額しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてご報告いたします。65歳以上の高齢者のワクチン接種は、8月末時点で88.5%の方が接種を完了しております。希望する方への接種は終了しております。64歳以下の方の接種予約については、年代別で申し込み時期を分けるとともに、Webと電話コールセンターで予約を行いましたので、円滑に受け付けることができました。64歳以下の方の接種及び予約状況は8月末時点で69.5%となっておりますが、若い世代で率が低くなる傾向があり、最も低い20歳代は51.3%となっています。ワクチン接種をすることで感染リスクの低減と重症化防止に効果が期待できますので、積極的にワクチン接種をしていただきたいと考えております。また、7月頃にはワクチン供給不足が問題となっておりますが、内子町への影響は少なく、必要なワクチンは配分される予定ですので計画どおり実施できております。10月下旬頃には希望する方への接種が完了する見込みです。

最後に、外国語指導助手（ALT）についてご報告いたします。内子町では、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと、外国青年を招致する事業、JETプログラムを活用し、外国語教育の充実を図っています。令和2年度は、2名のALTにより町内小中学校の外国語教育を推進しましたが、お二人とも7月末で任用期間が満了となり帰国されました。ALTピーターは6年という長期間にわたり内子町で努めて頂き、歴代のALTの中で最長でございました。もう一人のALTキリアンは2年間の任用期間でした。お二人とも、学校教育や社会教育など様々な面で活躍して頂きました。大変優秀なALTで、先生や生徒たちからの信頼も大変厚かったと伺っています。ベテランのALTが退任したことは、内子町にとって痛手ではありますが、今後、お二人の、本国でのご活躍を願うばかりでございます。今年度から、ALTは4人体制とする予定ですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、入国できない期間が続いています。現在、来町予定の情報も徐々に入ってきており、受け入れに向けた準備を着々と進めております。今後、着任されましたら、新たな体制で内子町の外国語教育がスタートできるものと期待しているとこ

ろでございます。以上、3件の事柄についてご報告申し上げましたが、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集挨拶及び行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答とするか、最初から一問一答の選択制といたします。

議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、3名であります。

それでは受付順に、質問を許します。

最初に、久保 美博議員の発言を許します。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 皆さんおはようございます。5番、久保美博です。今日はあいにくの天気ですが、残暑厳しい日が続いております。8月のお盆前の11日から、日本全国において、記録的大雨で土砂崩れ、河川の氾濫等大きな災害が発生し、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧、復興を願うものであります。また、新型コロナウイルス感染者が増加し、緊急事態宣言の対象県が増え、まん延防止等重点措置の追加県も増えている状況であります。国民の命を守るため、医療体制の整備が最優先で取り組んで欲しいものと思います。議会としても、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、9月議会に限り、行政側の出席職員の最低限度に減らすよう、議会側から依頼し、執行部より、最低限の説明職員の出席となり、少し寂しい気もしますが、密を防ぎ、感染防止対策として取り組むことは、良いことと思います。外出自粛外出機会の半減等々、生活様式が一変しております。1日も早い収束を願うものですが、これは私たち1人、1人が感染者とならないように行動すべきだと思います。質問は要領よく進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、通告書に従い、2項目について一問一答方式で進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。まず、介護保険で受けられるサービスについてお伺いいたします。このことについては、昨年の9月議会において、同僚議員より質問がありました。それを踏まえて質問したいと思います。まず、介護保険で受けられるサービスについてであります。40歳になると、健康保険料と合わせて介護保険料が徴収されます。介護保険で受けられるサービスに、居宅サービス、施設サービス、地域密着サービス、その他のサービス等がありますが、当町の介護保険サービスの受給者数は、どのような状況か、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただいまの久保議員より、お尋ねのサービスごとの受給者数でございますけれども、月ごとに、サービスの需給状況が変わりますので、令和3年2月サービス分実績で報告をさせていただきます。これは、令和2年度給付に係る最終分の給付実績となります。なお、この人数には、介護予防サービスの受給者も含んでおり、またサービスごとの受給者数となりますので、お一人が複数のサービスを利用している場合は、重複されることをご承知おきいただきますようお願いいたします。まず、居宅介護サービスの受給者は、788人。地域密着型サービス受給者は205人。施設介護サービス受給者は318人となっております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） サービスを受けておられる状況はよくわかりました。

それでは次に、このサービスの中でも、住宅改修費と福祉用具購入費の支給件数の状況はどのような状況になっておるか、この点について伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただいまの質問にお答えをいたします。令和2年度における住宅改修費の支給件数は94件、福祉用具購入費の支給件数は80件となっております。よろしくお願いいたします。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今の住宅改修費等、福祉用具購入費の件数を伺ったわけなんです、これは年度別で比較すると、こういった流れになっておるか、これ減っていつておるか。増えていつておるか、その辺の流れはどういうふうに掴んでおられるか、伺いたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 令和2年度、先ほどご答弁した通りでございます。住宅改修につきまして平成28年度から令和元年度までは、100件を超える支給件数となっております。平均して110件以内というふうに考えております。令和2年度が若干減少しておりますのは、少し新型コロナの影響もあるのかなというふうなことも考えております。福祉用具購入費につきましては、令和元年度は103件、平成30年度が108件。平成29年度が95件、平成28年度が90件というような状況で、これについても令和2年度は少し支給件数が減ってきている状況でございます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今回の年度別の流れとしては減ってきておるという状況だと思われるんですが、これはやはり居宅で介護を受けるんじゃないくともう施設の方に入所される方が増えているというような状況ととらえてよろしいんでしょうかね。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 施設サービスにつきましてはその方の状況によりまして、施設内サービスが適当ということになれば、ケアマネ等がケアプランを作成して施設の入所を検討していくというような形になります。人数的には、それほど大きな変化はないというふうに考えております。ただ新型コロナの感染によりまして、ケアマネとか認定調査の調査員が入る、家庭に入るっていうことが、コロナ感染の可能性が広がるということで、少しそういったことを遠慮されるっていう方もいらっしゃると思いますので、そういったことで住宅改修費とか福祉用具購入費の申請件数が少し減ってきているのかなというふうなことは考えております。以上です。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） よくわかりました。

それでは、次の3点目に入っていきたいと思います。3点目につきましては、住宅改修費と福祉用具購入費の支払いは、今現在利用者が費用の全額を立て替え、事業者に支払う償還払い制度がとられていると思います。これを利用者は、事業者に自己負担分、1割、2割、または3割のみを支払い、保険給付される。9割、8割、7割は町が利用者から事業に関する委任を受けた事業者に直接払うことにより、利用者の一時的な経済的負担を軽減することができると思います。昨年の9月議会で同僚議員の質問に対し、償還払いと受領委任払いを選択できるように、要綱の整備をしたいと考えていると答弁をされています。それから、1年も経っていますが、このことについて検討されたのか。進捗状況をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 介護保険制度では、住宅改修費と福祉用具購入費の保険給付については、償還払いが基本になっておりますけれども、利用者の負担軽減のために、受領委任払い制度を取り入れる保険者が多くなっております。内子町でも、令和2年9月議会定例会において、一般質問にお答えしました通り、受領委任払い制度を取り入れるよう進めて参りました。現在、要綱案を作成し、精査が完了したところでございますが、準備ができ次第、要綱の告示を行い、受領委任払いができるよう進めていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） この案件につきましては、昨年の9月議会での答弁から1年間経過しておるということで、余りにも少し時間がかかり過ぎとるのかなと思います。これについては、深く聞こうとは思いません。今、要綱等の整備ができ、告示次第、やっていったらという答弁なんです、これはもうすでにメリットばかり言うか、利用者にとっては非常にいい制度かなと思っております。これ整備ができて、あとは告示して、早速ということでもありますから、これを何月からやろうと考えておられるか。お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 要綱の告示につきましては、今精査が終わったばかりでございますので準備ができないということで、9月上旬には告示を行えるよう準備を進めて参りたいというふうに思っております。それから周知につきましては、居宅介護支援事業所にお知らせをさせていただくこと。それから、町のホームページ、広報うちこでも掲載をさせていただいて周知を図りたいというふうに考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 周知をして取り組んでいただきたいんですが、私は何月からやれそうですかとお伺してるんですが、やり方によったら早速できると思っておるんですが、そこをもう一度確認したいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 告示ができましたら、もう制度がスタートという形になります。はっきりした日がわかっておりませんが、9月上旬にはスタートさせていただきたいというふうには考えております。ただ住宅改修につきましては事業所の登録を前提としておりますので、その登録ができてからというふうになりますので、まず登録ができた業者はすぐ受領委任払いできるんですけれども、そういった準備の時間も多少、必要かなというふうには考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今の取り組む上で、事業者の登録ということを言われたんですが、これは今のところ受領委任払いが増えてきておると。利用者から増えてくるということで、事業者の登録するわけなんです、これは、例えば早速、広報等で告示して、事業者の登録をお願いするわけなんです、例えば、町外の業者とか、おられると思います。町内は徹底ができるのかなと思うんですが、町外の業者の中で、登録がまだできてないと。利用者からは、町外の業者を利用しましたよと。じゃあ業者登録してくださいと。その業者登録はスムーズにすぐできて、受付して承認して、その受領委任払いに取り組むことができるようになるんでしょうかね。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 住宅改修費と福祉用具購入費の申請につきましては、ほぼ100%に近いぐらいケアマネさんが、書類等の作成の必要がありますので、ケアマネさんを通じて申請が上がってきております。先ほど申しましたように、居宅介護支援事業所にこういった要綱等を通知させていただいて、事業者の登録も必要ということで、説明をさせていただいて、事業者の方にも周知を図ろうというふうに思っております。住宅改修等を行う場合に住宅改修事業者とケアマネさんは必ず同席をして、どこにどういう改修が必要かっていうのを相談してから申請になりますので、そういったところで住宅改修事業者と居宅介護支援事業所は、密接に連絡ができておりますので、そういったところで事業所の登録もスムーズにいくものと考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） これは今の利用者、事業者ともにメリットが大きいと思います。今言われるように、早速、告示していただいて、取り組んでいただきたいというように思います。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の2項目目のフードドライブ活動についてであります。実は私、この案件にちょっとでくわしたというような経過があって、質問するわけなんですけど、今日食べるものがないと、家計が苦しいから、食費を削るしかない。お腹いっぱい食べられない。新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための経済活動の自粛は、私たちの暮らし、家計に大きな影響を落としております。様々な理由から、どのような影響を受けているのか、理解する必要があると思います。当町におけるこのような状況をどのように把握しておられるのか。お伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 経済的な理由から、生活が成り立たない方につきましては、セーフティーネットとして生活保護制度がございます。現在、生活保護を受けているのは91世帯、107人でございます。このうち、高校生以下の子どもを含む世帯は3世帯で5人のお子さんがいらっしゃいます。保護申請件数は、令和2年度は20件で、令和元年度の7件からかなり増えた印象となっておりますけれども、状況を見ますと、病気やご自身の理由によって、生活が苦しくなったということで、新型コロナの影響によるものはないというふうに考えております。社会福祉協議会が行っております緊急小口資金などの特例貸付は、令和2年度の相談件数93件。そのうち、申請となったものが40件で、貸付合計は、1,035万円となっております。令和3年度は8月25日現在で、相談件数35件。申請となったものが15件。貸付合計は525万円となっております。また、令和2年度の内子町事業継続給付金は、184件。内訳としまして、法人48件、個人事業者131件。給付の金額、5,911万6,000円の給付を行っており、経営安定補助金は194件、8,307万7,000円の補助を行っております。国民健康保険税や介護保険料につきましては、新型コロナの影響により、収入が減少した場合に、減

免や徴収猶予制度がございますけれども、国保税の減免は、令和元年度23件。令和2年度が29件でございます。介護保険料の減免または免除件数は、令和2年度で21件。令和3年度で8件というふうになっております。こうしたことから、新型コロナウイルスによる経済的な影響を受けておられる方は、事業者、個人ともに、かなりの方がいらっしゃるというふうに考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今、報告をいただきました件数、世帯数いうんでしょうか。非常に多いなと思っております。これコロナの関係で経済的に非常に苦しいと、その影響を大きく受けておるということが言えると思います。これ、それぞれのそういう世帯を支えることは、まず、知ることから始まると思います。今の現状をよく掴んでおられると思います。これ今の町民に対して、手を差し伸べると、そういった温かい気持ちで取り組んで困窮者が減るようによろしく願い申し上げます。

それでは、次の2点目なんですが、家庭で余っている食べ物はなだらうかと。安売りやまとめ買いで買い過ぎてしまったもの、備蓄していたが使わなかったもの、まだ食べられる食品を捨てないで、持ち寄り食べ物に困っている人や福祉施設に寄付するフードドライブの活動ができることから小さく始めてみる考えはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、ただいまの久保議員のご質問にお答えさせていただきます。ご質問のフードドライブは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物、いわゆる食品ロスの削減に向けた取り組みとして、全国的に徐々に広がってきている活動でございます。県内におきましては、現在、県、株式会社フジ及びフードバンク活動団体等が連携し、6店舗にフードドライブの常設コーナーを設置して、地域循環型、フードバンク事業を行っているところでございます。また、ファミリーマートにおきましては、本年4月から全国379店舗におきまして、受付を開始しており、県内では、松山市、宇和島市におきまして、各2店舗を対象として実施されております。その他、イベントなどの際に臨時のフードドライブコーナーを設け、県内のフードドライブバンクの団体や、社会福祉協議会などへ寄付する取り組みも見られて参りました。内子町では、これまでは、食品ロスに対する意識づけを目的といたしまして、おいしい食べきり運動の推進や、環境学習会などでの啓発活動、また広報誌を通じての食品ロスの削減に取り組んで参りました。今後はですね、食品ロスの実態を把握するとともに、フードドライブの実施にいたしましても、前向きに取り組みを進めていきたいと考えております。まずそのためには、寄付をする側、また受け取る側の、相互のものや、情報の循環を作るシステムが重要になって参ると考えております。ご質問にありました通り、まずは小さな取り組みから始めることとして、アースデイなどのイベントを通して、臨時的にフードドライブを実施し、活動への関心を高めるとともに、持ち寄られる食品の種類や量を把握し、町内における配布先や、配布方法などの検討、

調整を進めていけたらなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今の取り組みなんですけど、これ家庭で余ったものをそれを持ち寄って、利活用する。これは言われるように、食品ロスにも繋がると思います。これ国連の方で進めております。SDGsにも繋がっていくのかなと思っておるんですが、これはとにかく困窮者にも利活用できると。そういったことでぜひ、前向いて、少しずつ進んでいって欲しいなと思ってるんですが、ここで取り組む上では、受ける方の組織の確立とか、イベントを活用して、余ってるものは言うて集めて、そういったいろんな繋がりがあつての組織づくりも大変だと思うんですが、今、フードバンクありますよね。これは内子町には、フードバンクという組織はないですよね。ちょっとお伺いしたいと思います。あるかどうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 今ご質問ありました、フードバンクですが、当町にはございません。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） フードバンクも同じような取り組みだと思うんですが、とにかく家庭で余ってるものを利活用するというようなことで、少しずつ進めていって欲しいわけなんですけど。ここで次の項目になるんですが、フードドライブのメリット、デメリット、これについて、どのような点があるか、お伺いしたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただいまのご質問ですが、フードドライブのメリットですが、家庭の使い切れなかった食品等を持ち寄っていただき、必要な方へ提供することによって、食品ロスの削減及びごみの減量化が図れると思います。また、誰にとっても食というのは欠かせないものです。こうした活動が広がることによりまして、地域福祉の向上にも繋がって参ります。一方、デメリットといいますか、課題といたしましては、寄付される食品の安全性の確認や、数量、品目の偏りといった対応などが考えられます。受付や、また保管場所、そして、提供先への運搬等に係る人材や経費といった問題も考えられます。町内で集められました食品等の提供先といたしましては、地域子ども食堂や、社会福祉協議会が年1回実施されております生活困窮者、食糧支援ネットワーク事業などを通じて配布が考えられますけれども、定期的継続的な支援とするためには、先に挙げました課題を解決することが不可欠であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今のメリット、デメリットなんですが、それぞれものには、いいところ悪いところあると思うんですが、このデメリットをどう改善するかということなんですが、まずは数量的なものの確保ですね。これは、とにかくいろんな組織、団体等に声をかける必要があると思うし、また言われとるイベントを活用して声をかけて集めてもらうとか、これ役場の中でもできるんじゃないかなと思うんですが、結局、家庭で余ったものを持ち寄ってください。今の困窮者に向いて利用してもらいますよというようなことで、これは、イベントを活用、役場の中でもコーナーを作って、かごを常時設置すると、邪魔になるのかな。そうでもないと思うんですが、ちょっとコーナーを作っていて、声をかけて取り組むというようなこともできるんですがどうでしょうかね、町長。いきなり振っていかんのですが、いいことだと思います。もうこれはやっぱ行政としても、取り組んで、食品ロスにも繋がるということですから、ものを大切にする、大事にするという観点で、役場の中でも、どこかコーナー作っていて、当然これも広報等も利用していただいて、宣伝していただいて、取り組んでいけるんじゃないかと思うんですが町長の考えとしてどうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 議員さん言われるようにですね、フードロスの観点からですね、有効に食料を活用していくという意味でですね、今言われましたことについても検討して取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 町長も前向きに取り組んでいったらというようなお考えですので、ぜひ物を大切に、人の手助けに繋がるというようなことで、今の担当の方も少しずつ、いきなり何もかも完全なものにしてくださいよというわけではありません。できることから、取り組んでいただいて、町民のために、手を差し伸べていただき、本当に内子に住んでよかったなと言っていたような取り組みをやっていたいただけたらと思います。以上で私の方の質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午前11時から再開します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、塩川 まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 皆様おはようございます。議席番号2番、塩川まゆみです。9月定例会にあたり、通告に従いまして、私からは3点質問いたします。

まず第1問、6月議会に続いてですが、新型コロナウイルス感染症対策についてです。一時は下火になった愛媛県内の感染者数は7月下旬からまた増加に転じ、8月19日には過去最高の102名を記録しました。冒頭、町長の挨拶でもありましたように、8月20日よりまん延防止等重点措置の適用を受け、県独自の警戒レベルも最大の感染対策期となっております。今回の感染激増を受け、社会的検査にはこれまで積極的ではなかった愛媛県においても、松山市、新居浜市、西条市において、臨時PCR検査センターを開設し、無症状の県民を対象とした検査を行いました。県の配布物によると、臨時PCR検査の開設は、感染の早期探知のための集中的な検査を実施するとし、対象者の積極的な受験をお願いしますと、幅広く呼びかけております。対象者は、県内在住で松山市の繁華街で開催されたイベントに参加した方、従業員を含む、松山市繁華街の接待を伴う飲食店や深夜営業のバーの従業員に加えて、8月以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と会食等をした方で、感染に不安を感じている無症状者ということで、これはここ1年半でも積極的に踏み込んだ検査になったと思っております。内子町では、8月以降は8名の感染が報告されており松山市などと比較すれば当然少ない人数ではありますが、感染経路不明の新規事例もあり、これまでのように、濃厚接触者の追跡だけでは見つけられない感染がすでに身近に迫っていることも明らかになっております。また、不要不急の往来や外出の自粛を呼びかけてはありますが、仕事や学校という不要不急ではない用件で、松山市をはじめ町外と往来する町民はたくさんいます。夏休みで当然それぞれ十分な感染対策を講じながらも、県外との往来があったご家庭もあることでしょう。町内の事業者ご家庭の中には、移動の前後に自己負担でPCRや抗原検査をし、自発的に検査されてるケースも多く聞こえています。私自身も輸送のキットでこれまで数回検査をしました。災害級とも言われる感染症のまん延にあって、無症状からも感染するとの知見が得られた今、その対策の基本中の基本である検査による感染者数の把握を気になる人がやればよいという姿勢で、個人の自主性に任せていては、結果としては、いつまでも感染のまん延は押さえ込めません。感染拡大が長引くほど、新たな変異も起こります。県のように、会場に会場した希望者に検査キットを配布し、ご自宅等で各自検体を採取してもらって、当日や後日に回収し、陽性者のみに結果を連絡する方法であれば、担当部署の負担もさほど小さくできると思います。本来ならば国や県が率先して、素早くやるべきことではありますし、本当は無料頻回受けられるPCR検査がベストだと思いますが、差し当たって検査キットの配布方式でもやらないよりはよいには違いありません。私は先の6月議会でも、内子町独自の検査体制を強化する予定はあるかをここで尋ねいたしましたが、その時に感染拡大の恐れがある場合には、愛媛県とも連携し、検査体制を見直していく必要があると考えているとの答弁を久保宮保健福祉課長よりいただきました。今がまさに感染拡大のただ中であり、県もこのように検査体制を強化しております。何らかの方法で、町独自の検査体制を強化する予定があるかどうかを、1点目、お伺いいたします。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町におきましては、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金の制度により、施設等への新規入所者や職員等でやむを得ない事由により、感染拡大地域との往来を行った者などに検査費用の補助を行っております。愛媛県では、先ほど塩川議員さんおっしゃられました通り、感染の早期探知のため、感染が急激に拡大している地域を対象に集中的な検査を実施しており、これまで松山市、新居浜市、西条市で臨時のPCR検査センターを開設し、検査を行っているほか、不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査も実施をしております。また、幼稚園、小学校、中学校については、国が抗原簡易キット配布し、医療機関を直ちに受診できない教職員などを対象にキットを使用するよう進めております。内子町におきましても、急激に感染が拡大し、後追い調査ができなくなるなど、さらなる感染拡大の恐れがある場合については、県指導によりまして、臨時のPCR検査を開設するなど、検査体制を強化していくこととなりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今の久保宮課長の答弁の中に高齢者の施設の新規入所者等の検査費用の補助というお話がありましたが、6月に説明は受けたんですけれども、これはこれまでどのくらい申請件数があつたかは、お答えいただけますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 相談はいくつかあっております。実際に、補助申請があつたのは、1件だけというふうに認識をしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。この3ヶ月で1件ということですが、すると、実際に検査としての役割を果たしていないといえますか、内子町内の検査数の向上には、これは寄与してないと思うんですけれども、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 高齢者施設等への検査補助につきましては、高齢者施設が、クラスターの発生の可能性が高い施設ということで、新型コロナウイルスを持ち込まないための検査としております。そのために新規入所者とか職員で、感染拡大地域の往来を行った方に対して検査を行うというふうにしておりますけれども、そういった高齢者福祉施設の職員は、新型コロナの対策を徹底して行っておりまして、外出も極力避けるとか、県外の移動等はもうしないとか、そういった対策をされているということで、検査まで繋がらないというふうには考えており

ます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 感染拡大地域との往来でいけば先ほど私も言いましたように、今、松山市がすごくまん延している状態にあると認識されてるわけですが、そこで日々、通学通勤等で少なからずの人数の内子町民も往来してるわけですね。それについてはどのようにお考えですか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染拡大地域に居住しているからということで、感染することではないとは思っております。松山市の居住者であっても、感染対策を徹底して行っておれば、感染防止には繋がるというふうには考えております。ただクラスターが発生したようにイベントでありますとか、大勢の人が集まる場所、飲食店で感染防止を行わないまま食事をしたとか、そういった感染防止を行わないところに居合わせた場合は、感染の恐れが高まりますけれども、日常生活で感染対策を徹底しておれば、そのあたりは、それほど過度に心配するようなことではないかなというふうに思います。ただ、感染対策はしっかりやっていただきたいというふうには考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 感染者の方のいろんな体験談、例えば和歌山県のホームページなんかでは有名人とかに限らず、一般県民の方がそれぞれ年代別に、自分自身がかかったその経過などを報告されているコーナーがあるんですけども、皆さんそれぞれに感染対策が徹底されていても、どこでかかったかわからない。もう本当スーパーの買い物以外出てないのにかかってしまった。特にそのイベントや飲食店に行ったわけでもないのにという事例が少なからずあります。なので、やはり感染対策をされてるのは当然もちろんなんですが、実際の感染を可視化する方法は、検査しかありませんので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。あともう一つなんですけれども、国の方で学校への抗原キットの配布が始まるということですが、具体的に何月ぐらいからできる予定でしょうか。この内子町では。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） ご質問の学校への検査キットの配布の件でございますが、今現在ですね、キットを県の方としても発送する段階にございます。ですから、今月上旬には届きまして、そこからの配布ということになるかと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。本来であれば、新学期が始まる前にやってもよかったかなと個人的には思ってるんですけども、この後上旬に届くということで、どういうふうに運用されるかについてはまた経過を見ていきたいと思います。

関連して2点目の質問に参ります。8月18日に東北大学の本堂助教授を中心とする国内の感染症や物理学の専門家約40人が政府に向けて、最新の知見に基づいたコロナ感染症対策を求める科学者の緊急声明を発表しました。これは感染拡大から1年半以上が経ち、当初言われていた飛沫や接触感染だけではなく、むしろ空気中に漂う微粒子のエアロゾルなどによる空気感染が主な感染経路であることが明らかになっています。本堂教授たちはこれを踏まえ、国や自治体に対して、感染予防効果の高い腐食不織布マスクの着用を促すことや、エアロゾルが長時間滞留する可能性のある屋内では、短期間の窓開け等では換気が不十分になることから、空気清浄機や熱交換換気システム等を含めた機械的な共生関係の利用を提言しています。これから冬に向けて換気が難しくなることが予想されますが、例えば町内の公共施設や学校の教室等に関係の必要性を可視化するCO2センサーなどを導入するなど、町として何らかの対策を検討されているのか、お伺いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 冬場の換気につきましては、令和2年12月4日付で厚生労働省が、寒冷な場面における感染防止策の徹底について、及び、冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気方法についてという通知が出されております。これによりますと、寒い環境でも換気の実施として、機械換気による常時換気。機械換気がない場合は、室温が下がらない範囲で、常時窓開けが推奨されております。窓の開放につきましては、室温は18度以上を目安として、窓を少し空ける方法。連続した部屋を用いた、二段階の換気の方法が紹介をされております。内子町におきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金によりまして、町内小学校中学校の音楽室、五十崎認定子供園、五十崎児童館など18施設において、空調設備改修とあわせまして、換気設備を整備をしております。CO2センサーにつきましては現在、大瀬小学校と議会事務局で導入をしております。各学校におきましては、冷暖房使用時においても、対角となる窓を常時あけ、休憩時間にはすべての窓を開放するなど、換気を徹底していただいております。センサーのあります大瀬小学校でも、アラームが鳴ることはほとんどないようでございます。まずはこのような徹底した定期的な換気をしっかり進めていくことが大事だと考えておりますけれども、自治センターなどの貸館施設、機器のない小学校、中学校に導入を行うこととしまして、その施設での換気を目安を図りながら、効率的な換気を行っていただくよう進めていきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） それでは今のお答えですと、現状を見ながら、CO2センサーの導入は検討していくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） これから冬場に向けて、換気の状況が悪くなるということで自治センターなどの貸館施設、機器のない小・中学校には、導入を行うというふうに思っています。予算等もありますので、これからそこらあたりは詰めていきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。ぜひ、センサーだけではなくサーキュレーターとか扇風機でもいいんですけども、換気に関しては十分研究されて、各学校に適用していただけたらと思います。

続きまして2問目です。今年7月1日から実施されている、内子町障害者タクシー利用助成事業についてお尋ねいたします。まず第1点目、8月末現在の申請件数は何件でしょうか、答えをお願いします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただいまの質問にお答えをいたします。内子町障害者タクシー利用助成につきましては、8月31日現在の申請件数は4件、そのうち助成決定したものは3件となっております。よろしくお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 県内の多くの市町でも同様の事業が実施されています。それぞれに条件がありますが、内子町のように、本人と家族（世帯）が自動車を所有している者を対象外としているのは、大洲市と西予市のみにとなっております。宇和島市は、もう以前は同様の要件があったそうですが、令和2年度から、介護者が自家用車を所有していても申請できるように変更されて、現在では、本人が自家用車を所有している場合のみ対象外となっております。また私が調べたところでは、同様の事業を実施している、松山市、西条市、新居浜市、東温市、今治市、伊予市、砥部町、松前町、愛南町には、本人、家族ともに、自家用車の所有についての条件はありません。まず、この内子町を含む南予地域において、自家用車を所有していない世帯というのは相当限られていると考えます。私実は東京から10年前に引っ越してきた時には車を持ってなかったんですけども、会う人、会う人にもものすごく驚かれました。免許自体は20代から持っていて、他県では乗っていたんですが、こちらに来てからは在宅勤務でもあり、町中に住んでということで、買い物、その他の用事は徒歩で済んでしまうし、いざという時には友人知人やタクシーさんのおかげさまで、何とか乗り切ってきたんですけども、さすがに議員になったら、観念して車を入手いたしました。これは余談としまして、これほどまでに車を所有することが当然のよ

うになっている地域で、特に障がいをお持ちの家族がいるご家庭が、自家用車がないということは、まず考えにくいことだと考えます。他の条件に該当しなくても、この家族世帯が自家用車を所有していることを対象外とするという1点において、実質的に対象になる方が非常に少なくなってしまうと考えるのですが、この条件を削除、変更する予定はあるかどうかお伺いします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町におけます、障がい者タクシー利用助成事業につきましては、7月に要綱を制定し、開始をしたところでございます。この事業は、在宅で生活をされている障がい者が経済的、家庭の状況によって家にこもりがちになることを防ぐため、タクシーチケットを交付し、外出支援を行おうというものでございます。ご家族が車をお持ちの方は、ある程度外出の機会は得られるものとして、対象から外させていただいたところでございます。ただ、先ほど塩川議員さんおっしゃられた通り、県内市町では、この自動車所有の要件を外しているところもございますので、今年度の利用状況、利用者のご意見や、身体障害者厚生会など関係者からのご意見を伺いながら、事業内容について見直しを含め、検討していきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 見直しの検討ということで非常にうれしく思います。障がいとされる心身の状態も本当に個人でとても異なりますし、特に成人してる方の場合には家族や介護者に頼らずにやっぱ、お1人で外出できるということが本人にとっても、とても良い機会であることは間違いないと思います。また付き添いのご家族にとっても、ご自身が運転をせずに、一緒に同乗して外出できる機会というのはとても新鮮なことであると思いますし、この事業の目的として経済的な側面もちろんありますが、社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るということであれば、ぜひ、この自家用車に関する要件の見直しをお願いしたいと思います。

続きまして3問目、外国籍の住民支援及び国際交流についてお伺いいたします。すみません。最初にこれ通告書と数字がちょっと違ったんですけれども、外国籍を持つ住民の方は67名、8月23日現在、そのうち技能実習特定活動の在留資格で住まわれてる方は、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、中国の56名です。これ通告書で54名にしていたんですけれども、訂正させていただきます。この人たちは、受入管理団体や町内事業者のサポートのもと日々の業務に従事されていると推察いたしますが、業務以外の日常生活における困りごとなどの相談に、町として対応できる体制があるのかどうかをお伺いします。

2つ目、一緒に行きます。町の総合計画にも、世界に開かれた内子町。

○議長（菊地幸雄君） 塩川議員、一問一答でお願いします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 塩川議員のご質問にご回答させていただきます。塩川議員ご指摘の通り、町内に在住する外国人で、技能実習生と、特定活動で在住されている方は町内に住外国人の約80%となっております。現在のところ技能実習生を含め、在住外国人の困りごとや相談につきましては、役場の受け付け窓口や国際交流協会への問い合わせもほとんどない状況となっております。技能実習生につきましては、業務以外における日常の困りごとにつきましても、基本的には雇用主さんが対応されているのが現状であるというふうに思われます。ご質問の相談ごとに対応できる体制があるかとのことですが、現在のところ、町としての在住外国人の相談困りごとに対しての専用窓口となる部署はないのが現状でございます。ただ内子町国際交流協会では、愛媛県の国際交流協会、以下、E P I Cと言わせていただきますが、とも連携しておりますので、E P I Cを介してであればある程度の対応はできるのではないかと考えております。E P I Cでは、外国人のための相談窓口の体制強化を図っており、多言語電話通訳サービスを導入していることもあり、こちらのサービスは19言語に対応し、3者間通話も可能というものです。それらのシステムを利用させていただきながらの対応はできるのではないかと考えております。今後につきましては行政の各窓口におきましても相談窓口として対応できるよう、内子町の国際交流協会と連携しながら対応して参りたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 先日、A L Tたちが帰っていったんですけれども、外国語指導助手として来日するA L Tたちとは、単純に比較できるものではありませんが、彼らには住宅が用意されて、学校はじめ公私ともに町民との交流の機会も非常に多く、町主催の歓送迎会も開催してもらえます。一方で、技能実習生として来日されてる方々は、職場で関わる人以外の地域住民やコミュニティと触れ合う機会も特に用意されていません。時折、町内のスーパーでお見かけする程度であります。私は一度郵便局のA T Mで前後に並んで操作方法について尋ねられたことがありました。この方々は国の技能実習制度を利用して来日されていますし、私企業に雇用されて、関係団体等からサポートを受けてはいるんですけれども、だからといって地元自治体が関わる必要がないという理由にはならないと思います。私企業に勤務する日本人町民に向けても、もちろん福祉や困りごと等、相談、行政のアクセスは用意されていますので、言葉や生活習慣が異なる外国人町民には、むしろ日本人町民同等以上の支援体制が必要なのではないかと私は考えています。受け入れている事業者だけが日常生活のすべての場面に対応することは困難ですし、特に仕事上のトラブルなどについては、日本人であっても、職場以外との適切な第三者の介入が必要だと考えられています。また防災上の観点からも、実際に住んでいる地域コミュニティで何らかの関係を築いていることは非常に重要です。技能実習生については全国で残念な本当に痛ましいニュースも時折耳にしますが、縁あって内子町に来られた人たちに辛い体験をさせるわけにはいきません。内子町、ひいては日本で過ごす人生の時間を有意義なものにさせていただき、この方々がいずれ母国にお戻りになった時に、内子町は素晴らしいところだったと、地元住民との出会いや交流を懐かしく思い出してもらえるような体験を提供することこそ、そして日本人住民も、外国人住

民との交流を通して異なる文化に触れたり、文化や言語の違いを超えて感情や体験を共有することが、国際交流にも繋がると思います。ぜひ前向きに、町の方でも体制を構築していただきたいと思います。

2つ目です。関連しますが、町の総合計画、計画事業の中にあって、間違えましたすいません。世界に開かれた内子町、内子らしい国際交流事業の展開というのが謳われておりますが、この最も身近な外国人住民との交流はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 国際交流協会では、今までも、在住外国人の母国における料理を紹介してもらい、一緒につくる料理教室の開催、それからまた母国を紹介してもらう学習会の開催などを行っております。地域の伝統行事であります笹祭りや五十崎大風合戦への参加も呼びかけをしており、平成31年には、笹踊りに技能実習生が参加していただいたこともございます。また、ボランティア団体主催による、在住外国人支援のための日本語広場、こちらは日本語学習を希望する近隣在住の外国人を対象に、初歩的な日本語を学習していただく講座でございます。こちらの講座などの事業も開催されております。今後とも、今までの有効な交流事業は継続させながら、広く国際交流協会の活動を発信し、町民と在住外国人の交流をさらに活性化できる事業を展開して参りたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 先ほどありました県のE P I Cもそうですし、日本語教室、祭りへの参加等も、主には本当A L Tというか、町の方でアクセスしやすい、外国人住民の方々に限られてる印象を受けるんですね。またこの2年に関してはコロナもありまして、そういうイベントや教室自体が開かれなくなってまして当然交流の機会も激減しております。これ北海道紋別市の例なんですけれども、国際交流推進室が国際交流サロンというのを開設して、地域住民とのコミュニケーションのための無料の日本語講座や、茶道、華道など日本文化体験会を実施しております。内子町のその日本語簡単な日本語講座、私もボランティアガイドの会、外国語ガイドの会にて、何度か行ったことあるんですけれども、もう全く民間の任意でどうしても、できる人、ボランティアなので、できる人ベースになってしまっていて、定期的継続的な開催がちょっと難しいところがあるんですね。ここでやっぱ行政が協力してくれることで、もっとしっかり定期的な開催が可能になるので、その面での支援をお願いしたいと思います。また埼玉県川口市は日本人住民と外国人住民が多様な価値感を認め合いながら、ともに学びともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適に過ごしやすい多文化共生社会の実現というのを目指して、市として多文化共生指針というのを作成されています。この市民生活部共同推進課という業務として多文化共生の推進で、これはこの国際交流も含むんですけれども、もっと広い意味の多文化共生ということに向けて各種事業を特に外国人住民向けに行っております。できたら内子町でも国際交流や自治・学習課だけにとどまらずですね、住民課の方と連携しまして、もうちょっと事業の幅を広

げていけたら、より内子町が魅力的になるのではないかと考えます。このE P I Cも最初、転入してきて、住民課に行った時に、パンフレットをポロッともらえるんですけども、私がもらったら平成26年だか28年の、結構年代物のパンフレットだけで、これではちょっと今最新の情報に適合してないんじゃないかなと思いました。そこらの改善もぜひよろしくお願いいたします。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時から再開します。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井 一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富でございます。9月議会にあたり、質問通告書に基づき、質問させていただきます。一問一答方式で質問させていただきます。コロナ対策として、なるべく手短に行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。昨日は、防災の日でございました。そこでまずは、防災、減災についてお尋ねいたします。一つ目に、国は15兆円の予算を確保して、国土強靱化5ヵ年対策を作成しておりますが、それに伴い内子町の国土強靱化地域計画が策定されていると思います。その地域計画とはどういう内容になっているか概要をお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。すでにご案内の通り、東日本大震災において未曾有の大災害を経験した教訓を踏まえ、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年に制定されました。同法第4条では、「地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められていることから計画の策定が義務づけられているわけではございませんけれども、地域計画を策定することがこの義務を果たす有効な手段になり得ると考え、内子町国土強靱化地域計画を令和2年8月に策定いたしております。その内容につきましては、どのような大規模自然災害が発生しようとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を作り上げるため、事前に備えるべき8つの目標を定めております。1つ目には、人命の保護。2つ目には、迅速な救助、救急、医療活動。3つ目に、行政機能の確保。4つ目に、情報通信機能、情報サービスの確保。5つ目に、経済活動の

機能維持。6つ目には、ライフラインの確保。7つ目に、二次災害の抑制。そして8つ目に、迅速な復旧、復興。この8つを目標として掲げてございます。そして、その8つの目標を達成するのに妨げとなる、22の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオと申しますけれども、起きてはならない最悪の事態を設定してございます。さらには、これら最悪の事態を避けるため、現状の課題を分析するとともに、それに必要な施策や推進法方針を定めているものでございます。このように今後発生しうる大規模自然災害に対して、住民の生命や生活、地域社会を守るため、内子町の国土強靱化に関する様々な施策を継続的に推進するための計画が内子町国土強靱化地域計画でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ただいまご説明いただきましたように町民を守るためにすべての事案について対処できるように予防から始まって対策までしっかりと計画が立てられておると思います。内容は、どれが大事だということもないとは思いますが、どういう災害を一番想定においてこの計画を重点的にどう進めていかれようとしているのか具体的に災害の種類とかを。どれかしっかりと対応していかないといけないなということがありましたら、お答えいただけたらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 5番目の質問ということでよろしいでしょうか。重点をどこに置いて、具体的にどう進めていくのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。内子町国土強靱化地域計画は、今後発生する可能性が高い風水害でありますとか、南海トラフ地震などの大規模自然災害に対して住民の生命や生活、地域社会を守るため、内子町の国土強靱化に関する施策を継続的に推進することを目的した計画ですので、どの施策も、目的達成には欠かせない重要な事業でございます。ただ、先ほどご答弁申し上げました、事前に備えるべき8つの目標のうち、人命の保護につきましては、何よりも優先して達成しなければいけない目標であり、人命の保護を抜きにして、他の目標の達成は不可能であると考えております。こうしたことから、人命の保護という目標の達成を阻害する要因といたしまして、例えば巨大地震による建物などの倒壊による多数の死傷者の発生、あるいは、台風や集中豪雨等による浸水や、土砂災害による多数の死傷者の発生、また情報伝達の不備や、危機意識の不足に伴う避難行動の遅れなどによる死傷者の拡大、こういったことを最悪の事態として設定をいたしております。その最悪の事態を引き起こさないため、様々な施策を展開しているところでございます。具体的には、住宅の耐震診断や、耐震改修工事の促進、また役場庁舎を初め、学校施設、避難所となっている自治会館などの耐震化や建て替え。また、土砂災害警戒区域などの区域指定と、防災マップの作成、配布による防災意識の向上、さらには、防災無線のデジタル化や戸別受信機の整備、及びメール配信システムの構築など、そういった事業を順次実施しているところでございます。もちろん人命の保護以外につきましても強靱な地域社会を作っていくためには、重要な目標ばかりでございますので、財政

状況も踏まえつつ、優先順位をつけながら、順次、目標達成のための施策を行っている状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） そしたらこの防災減災についての3つ目の質問とさせていただきます。国土強靱化3ヵ年計画が終わろうとしてるんですけども、その中で橋脚の点検、補修が行われてきたことだろうと考えております。その中でも、石浦の長前橋も保守点検修繕が行われたと考えておりますけれども、あの橋、橋脚が5本もあり、完成からかなりの年数が経っております。過去の豪雨においても、流木が橋脚にかかり、流れをせきとめて国道379号線を水が溢れて通行止めになった事例がございます。緊急車両が通れなくなると、大瀬小田方面は非常に困る事態になります。国土強靱化で予算が手当されている今、架け替え計画を立てるのが良いのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。現在、町道橋は240橋ございまして、道路法に基づく、5年に1回の定期的な点検と、長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕によりまして、コストの縮減を図りながら、道路網の安全性や信頼性を確保する予防保全型の管理を行っているところでございます。ご質問の長前橋につきましては、平成27年度に1巡目の法定点検を実施し、早期の対策が必要と診断されたため、平成29年度に損傷部材の修繕工事を実施したところでございます。また、昨年令和2年度には、2巡目となります法定点検を実施しましたが、損傷といたしましては、経過観察程度ということでございましたので、現段階におきましては、架け替えの計画はございません。しかしながら、本業につきましては、ご指摘の通り老朽化が進む6間の橋梁で、河道の阻害や、洪水時の流下物衝突によるリスク、また通行不能になった場合の住民生活への影響などをですね、総合的に判断した場合には、管理には特に留意を要する橋梁と認識しておりますので、次回点検結果を踏まえた上で、架け替え案も含めてですね、対応方針の検討を行い、適正な管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。

続きまして、この項目の4つ目でございます。平成27年3月に避難所運営マニュアルが作成されておると存じておりますけれども、そのマニュアルは、各避難所の運営者、管理者に周知されているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えをさせていただきます。避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活の再建を始める防災拠点となる施設でございます。適切な避難所の運営を行うためには、住民と町職員が協力し、一人一人が、自助、共助の考えに立って、運営の流れと役割分担を十分に理解しておくことが非常に重要であるとの認識から、平成26年3月に内子町避難所運営マニュアルを策定いたしました。策定当時は、町職員、あるいは、自主防災組織での防災訓練や学習会などでの利用を考えており町のホームページに掲載するなど様々な周知を図って参りました。加えて、昨年度からは新型コロナウイルス感染症への対応を追加いたしました。そして啓発や、実際の避難所運営に当たっているところでございます。しかしながら、避難所運営を担当いたします町職員は、毎回交代することや、自主防災組織の役員にも任期があることなどから、このマニュアルが、継続して十分に周知できているとは言えない状況もございます。今後につきましては、一層、町と自主防災組織などで、避難所運営マニュアルを継続的に共有し、周知して参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 共有がされづらい状態になっているということでございます。確かにたくさん文面で書かれておりますので、なかなか現場では、熟知がしにくいのかなと思います。もう少し、簡単明瞭にしっかりとしたものが出て、それを現場におろすような形であればいいのじゃないかな、現場用としておろすのは、手段があってもいいのじゃないかなとは思いますが、また引き続き、そこら辺は検討お願いいたします。ただいま昨年コロナ関係でマニュアルを追加したということでございますけれども、コロナが収束した後は、そのところっていうのは、削除して使うということでよろしいのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） コロナが収束した後も、残しておくべきところは残しまして、感染症対策ということで利用して参りたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。

この項目の5つ目の質問とさせていただきます。避難所マニュアルがあったとしても、先ほど課長の方から説明がありましたけれども、避難所管理者においては、熟知なかなかされていないところもあるかと思います。そういった意味で、先日の避難所開設においても、町職員さんが座られておって、そこら辺の対応をさせていただいたような風景も見られました。引き続きこの避難所が開設され場合においても、町職員の方がみなさん、その避難所の現場に張りついていただくのか、ちょっとお尋ねしたらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 避難者の開設につきまして、内子町避難所運営マニュアルでは、避難所の設置は、町長が指示をし町職員が担当することになっており、施設管理者は、これに協力するとなっております。また、町職員、施設管理者がともに不在で、かつ緊急の場合には、自主防災組織のリーダーなどがマニュアルに基づき、業務を実施することとなっております。ただ、先日の梅雨前線に伴います大雨でありますとか、台風9号などのように、あらかじめ大まかな災害の種類ですとか、規模の予測が可能である場合には、事前に開設すべき避難所でありますとか、開設の時刻、また、担当者を決定しておくなど、準備が可能であり、町職員が避難所を開設することは可能ですけれども、例えば、地震でありますとか、事前に予測が難しい災害でありますとか、災害の発生時刻、また、被害の規模等によっては、町職員自身が被災するなど、スムーズな避難所開設に結びつかない可能性もございますので、実際のところは町職員だけではなく、自主防災組織と連携しながら臨機応変な対応を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 確かに突発的な地震とかでは、なかなか身動きが職員さんも取れないということでございまして、自主防災組織が直接的に運営していかないといけない時期が長く結構続いていくんじゃないかなと思います。そういった意味では、マニュアルもわかりやすいものに、ある程度しておくっていうのも大事でしょうし、一番最初に入ってこられた、避難所を開設した時に受付をするとか、感染症があるときはこのぐらいな場所を確保して、一軒に確保するとか、特に体温計や、問診票とか、とにかく自分の体調を書くようなものとかですね、初期対応として、そういうキット的なものを各自治センターや避難所に当たるところに準備しておくっていうことは、できているのでしょうか。できてなかったら、そういうものをちょっと研究しておいてもらうっていうような形はできないものなのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 現在では避難所を開設しますときには、先ほど議員さん言われました通り、例えば体調を管理する、お名前を書いていたいたり、体温がいくらであるとか、体調が現在どういう状況か、そういったのも書いていただく、一覧表でありますとか、あと体温の検温器、その他、予備のマスクでありますとか、そういったものをですね、一式箱にまとめまして、それを避難所に持って行って、開設をするということで、そういった避難所対応のマニュアルの一つのセットができておまして、それを現場で使いながら、開設し、また運営していくというふうになっております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） それはすでに指定されてる避難所にはそのセットが準備してあるっていうことでございましょうか。今持っていくっていうような形を言われたと思うんです。どちらでしょう。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 理想といたしましては、各避難所に事前にあらかじめ備え付けておくということが理想なのかもしれませんが、町内すべての避難所ということになりますと、60を超える避難所になりますので、現実のところは、役場の方で用意しております。それを担当者が、あらかじめ決めておる担当者が現場に運ぶという段取りにさせていただいております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほど最初に説明された時に、突発的な地震とかいうところはなかなか職員が、行けないっていうこともございますので、やっぱ現場にそこら辺のものをそろえておいて、それらの使い方っていうのもやっぱりマニュアルと一緒に周知徹底するっていうのが、もうなんぼ60あっても100あっても大事なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 確かに今言われます通りですね、現場でやるっていうのがですね、一番最初に行った人がそれで対応ができますので、一番理想な形だと思います。今後そういったことができるかどうかということも含めましてですね、検討させていただいて、できる方向で検討させていただいたらというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この防災減災のことにに関して、最後の質問になろうかと思いますが、避難所運営マニュアルにペット同行避難することもできると明記されておりますが、今年の避難所開設が行われた時に避難所3ヶ所ほど視察に陣中見舞いといいますか、視察にも行かせていただきましたけれども、その現場に今回行ったところは避難されてる方は1人もおりませんでしたけれども、受付で職員と、地域の防災組織の役員さんが座られておったという状態でございまして、ペット避難の状況、ここの避難所ではペット避難はどういうことで対応されますかっていうと、ちょっと、なんか質問の趣旨がわからないような形でちょっとびっくりされたような形で、書類をペラペラとめくられたようなところもあったんですけど、やっぱり現場でちょっとそのことが周知されてなかったんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺のお考えは、どうしたものでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 避難所運営マニュアルにおきましては、ペットについての規定をしてございます。避難所では、様々な価値観を持つ人が共同で生活するため、ペットの飼育をめぐるトラブルの発生が予想されます。そのため、居室への持ち込みは原則禁止とさせていただいたところでございます。ただ、施設に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合には、敷地内にペット専用のスペースを設けることを避難所運営委員会において検討することとなっております。避難所を担当いたします職員や自主防災組織の役員さんなどが、こうした運営マニュアルをその内容についても、避難所の現場で共有できるよう周知して参りたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 国においても避難所、ペットを同行避難できるっていうことで、マニュアルができておるようございましてそのことは、住民の方がなかなかわかられてないっていうことございまして、ペットがいるから避難しないっていうことも一つの理由の中にあるんじゃないかなと思うんです。そういった意味では、そのペット持ち込みも持ち込みっていう言葉がごめんなさい。同行避難も可能ですっていうのをやっぱり知らせていくっていうのも、その本人が避難することにはなろうかと思しますので、そこら辺をしっかりとですね、周知徹底をしていただくような流れになっていけばありがたいなと思しますのでよろしく願い申し上げます。続きまして、次の質問させていただきます。

続きまして、農業行政についてお尋ねいたします。一つ目は、今年葉たばこ農家の廃作希望者がたくさん出てくるんじゃないかということを耳にしております。自分が聞いている範囲では、現在の耕作者の半分以上の方が辞められるのではないかとございまして。そのことについて、現状を把握されているのかということと、基幹産業である農業を守り育てるという意味では、その廃作者の後方支援が非常に大切だと思いますけど、何かお考えがございましたら、よろしく願い申し上げます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 葉たばこ農家の廃作希望者の現状についてのご質問でございますが、国内のたばこ市場の縮小を受け、日本たばこ産業、J Tが、令和4年度産、葉たばこ売買契約の際に、国内の葉たばこ農家に廃作の希望を募集すると発表しております。現在、内子町では、生産組合員が20名で、作付面積は2,450アールとなっております。今回の募集を行うにあたり、令和4年度産以降の作付けをやめる農家に対し、廃作協力金として10アール当たり36万円が支給されることになります。応募は8月の26日に締め切られましたが、現在取りまとめの段階であり、廃作希望者が何人いるのかはわかっておりません。廃作者の支援につきましては、農林業施設整備事業などがございまして、活用できる事業の情報提供など、できる限りのサポートをしていきたいと考えております。また、J Aや大洲農業指導班など関係機関が協力して、経営転換に向けた営農支援にも取り組まなければならないと考えております。以上、答弁

とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 今まで内子町の歴史を飾ってきた葉たばこが、農家の生産がなくなっていくっていうのは本当に寂しい。新しい内子音頭だったですかね。内子の葉たばこ日本一っていう歌で僕らも笹踊りを踊ったものですが、非常に残念なことになっていってるなという感じはいたしますけれども、農家さんがですね、何代もたばこを作ってこられてですね、内子の農業も守ってこられたということの思いはしっかりと受けとめながら、後方支援の方よろしくお願いいたしますので、次の質問でございます。

農業政策についての二つ目は、現在、各自治会では、地域づくりの10年計画の策定が進められておりますが、我が地区では、大きな問題として耕作放棄農地のことが一番出てきました。現在、Uターンなどの新規就農者とか、既存の農業後継者がポツリポツリと出てきておりまして、ここんところはもう本当に大事な時期に来ていると感じております。そこで農業を始めるにあたり、有効な支援助成制度によって、その流れを加速させる必要があると強く感じております。そのことについてどのような、新規就農者に対しての支援、また既存の農業後継者としての支援、があるのかをちょっと尋ねてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 農業次世代人材投資事業として、次世代を担う農業者となることを目指す49才以下の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援するため、資金を交付する制度がございます。就農に向けて、技術等を習得するために資金を交付する準備型と、もう一つは、次世代を担う農業者となることを目指し、独立自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付する経営開始型の2種類がございます。内子町においては、現在までに延べ16経営体22名に対して、9,675万円の交付を行っております。それ以外にも、町の単独事業といたしまして、農林業者が整備する施設の資材代に対して補助を行うものがありますので、必要に応じてご活用をいただけたらと思います。また、新たな農業の担い手確保のため、Uターン者や親元就農者に対して、町独自の支援制度の創設に向け、現在検討をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 力強い答弁ありがとうございます。こころ辺の話は農業委員会の堀本会長さんを中心にしてそういう声が上がって、いろんな声が上がっていることだろうと思います。引き続き農業情勢をお願い申し上げます。それで最初に説明をいただいた新規就農者の関係の資金の関係で150万が5年間出るっていうような制度だったと思いますけど、前の全員協議会か何かの説明の時に、これが終了しそうだっていうような説明を受けたような気がするんですけど、

現在そういう終了するというようなこと、流れみたいなのを聞いたことはないですね。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 現在そういった情報は入ってきておりません。引き続き支援はしていけるものと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 次の質問させていただきます。商店街の活性化についてでございます。一つ目は、コロナ禍での内子町への観光客が減っていることは、商店街を通っていてもよくわかりますし、また道の駅からりへの買い物客も減ってきていたように感じております。実際はどうか、昨年度の道の駅からりの来場者数はどのような数字になっているのかをお尋ねいたします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 昨年度の道の駅からりの来場者数についてお答えをいたします。令和2年の入り込み客数は6万5千844人となっております。この数値は、からりの直売所、パン工房、レストラン、あぐり亭とシャーベット売り場を含む来場者となっております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） その6万5千人は、その前の年と比べると、どのぐらいの数字の変化になっているのでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

○商工観光班長（大竹浩一君） 令和元年の入込み客数ですけども、7万2千810人というふうになっておりまして、令和2年からですね、6万9千665人の減というふうになっております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 想像すると、もう少し半分ぐらいに減っとるのかなと思いましたが、結構入り込み数あんまり減ってないということ、自分の感覚ではですよ。運営されてる方は減ってると感じられるかもしれませんが、このコロナ禍の中でも、6万5千人の方が来られる実質来られておるんです。

それをですね、2つ目の質問になるんですけども、コロナ禍の中でもからりには来られている。からりに来られているお客様を少しでも町並み観光、町並み、商店街に呼ぶような素晴らし

い案というのは、ないものでしょうかね。もうそこまで来とるんで、そこまで。それをこっちへ流れてきていただくような何か名案みたいなのは、ちょっとないですか。今までなかったんですから、ないのかもしれないですけど、答弁をお願いします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 内子フレッシュパークからは、町内で突出した集客力を持つ施設であります。来場者数は先ほど答弁させていただいた通りですが、内子町にとってはなくてはならない存在となっているところでございます。道の駅は、人と町の交流ステーションであり、この機能をフルに発揮すべきと考えており、また買い物客にとどまることなく、お客様を町並みや商店街へも誘導する方策は必要であります。また、道の駅に期待される役割の一つに、単なる目的地や通過点だけに留めるのではなく、地域の玄関口、ゲートウェイとしての役割がございまして。道の駅を訪れた人を地域の中へ誘導し、そこで観光や食事、買い物をしてもらうことだと思っております。良き方策はとのことではございますけれども、現在、からりでは、直売所に地域のインフォメーションコーナーを設け、ポスターやイベントチラシ、パンフレットなどの設置や、コロナ禍の中、町内飲食店と連携して、テイクアウト販売を行い、飲食店のPRにも努め、町内の情報発信機能の役割も担っております。また、手探りの状況ではございますけれども、直場所での販売商品に、シールを張り、そのシールを集め相当数たまるとその商品を扱っている店舗の割引券などになる取り組みも始まっております。そういったことで、商店街へも足を運んでいただける機会ができるのではないかと考えております。また、ある道の駅では町内で使用できる商品券の販売をしており、地元客のみならず、町外の方にも利用できる取り組みが行われておりますので、こういった事例も参考にしながら、道の駅や商工会、また観光協会とも連携しながら、取り組みを考えて参りたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。僕も名案があれば本当お示しして、あれしたいと思うんですけど名案ございませんので、今説明されたようなことで一歩踏み込んだ施策を打っていただきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。続きまして、コロナワクチン接種についてお尋ねいたします。全国的にも第5波の流れになってきておりまして、ここ内子町においても感染が確認されてきております。高齢者は、高い接種率でかなり感染が抑えられ、全国的にも抑えられてきておりますが、未接種の若者を中心に感染が爆発的に増えているのも現実でございます。特効薬がない限り、ワクチン接種が今のところ頼みの綱でございます。一つ目に、内子町での64歳以下の年代別の接種状況はどのようになっているのでしょうか。先ほどの町長のご挨拶の中にも数字的なものが出ておりましたが再度、よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 新型コロナワクチンの接種状況でございますけれども、システムから接種済者のみのデータを抜き取ることが難しいため、予約システムでの予約が完了している方を含めた接種完了見込み状況として、ご説明をさせていただいたと思います。8月31日時点での接種完了見込み者は、60歳から64歳の方が86.5%。50歳代、50歳から59歳までの方は81.2%。40歳代の方につきましては、71.3%。30歳代の方につきましては、63.1%。20歳代の方につきましては、51.3%。12歳から19歳までの方につきましては、53.0%というふうになっております。65歳以上の方を含めた全体では、78.1%の方が接種完了見込みというふうになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほどご説明いただきましてありがとうございます。確かに若者の接種率が低いということでございますので、2つ目の質問させていただきます。SNSなどでデマの情報などが流れて、若者はワクチンをちょっと怖がる後ろ向きだという報道もある中で、内子町の状況はこういう状況にはなっておるということでございまして、そのデマに左右されてワクチンを打たないというようなことがあってはならないと思うので、やっぱりその正確な情報とですね、このデルタ株っていうのは若者も本当に感染さすし、重症化はないにしても後遺症とかあるみたいでございますので、何か促進するために何かの手だてはないものかなと。例えば、防災無線で放送したりっていうようなことは、現実的にはできないものなんでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 今回の予防接種につきましては、感染症の緊急のまん延予防の観点から実施するものでありまして、国民の皆様にも接種にご協力をいただきたいという趣旨で、接種を受けるよう努めなければならないという、予防接種法第9条の規定が適用されております。この規定のことは、いわゆる努力義務と呼ばれておりますけれども、義務とは異なります。接種は強制ではなく、最終的には、あくまでもご本人が納得した上で接種をご判断いただくことになります。若い世代の方につきましては、副反応が怖いということで、接種をためらう人が多いと聞いておりますけれども、副反応は、ほとんどの方が数日で収まります。もし感染しますと、味覚や嗅覚の異常、倦怠感など、何らかの症状が数ヶ月続くことがあります。実際に感染した方からは、感染の怖さを語る報道等もなされております。ネット社会情報化社会では、誤った情報が流されることもあり、国や県など公的機関の情報を正しく掴んでもらうことが大切だと思いますけれども、そのためには、問い合わせ等に対し、丁寧に説明するなど、地道な呼びかけをすることが大切だというふうに思っております。また昨日、中村愛媛県知事が、中高生とその保護者に対して、厚生労働省が作成したチラシを県内の中学校、高校を通じて配布されるという発表がございました。こうしたことにより、ワクチンについて正しく理解していただいた上で、接種について前向きにご検討いただきたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 法律上強制はできないということでございますが、促進はできるということでございます。先ほどこちよつと言いかけておりました町内放送で促進を促すっていうようなことはできないものなんでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 町内放送も、一つの手段ではあると思います。ただ、どこまで浸透するかっていうこともありますので、例えばチラシとか広報に載せるとか、いろんな方策を含めその中で周知については検討していきたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 防災無線放送での周知は、もうそれをやった後っていうんですか、もうやらないっていうことでございましょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 中・高生に対して防災無線がどこまで届くのか、響くのかっていうようなことも含めると、紙ベースでチラシとか広報の方が有効なのかなというようなこともちょっと考えております。全体的に総合的にそこらあたりを考えて、防災無線も有効であればそれも生かしながら、すべての広報をやっていくとかいう手もあると思いますので、総合的に考えて取り組みはしたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先日、町長自らマイクを持って、感染対策をしてくださっていうこと、あれはもう地域の方、ものすごい感動されております。もう何よりも効くと思います。もうそれはそういう方法もあるということで、思慮を置いていただいて、有効に使っていただきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、最後になりますけれども、コロナ禍における学校運営についてお尋ねをいたします。報道等ではですね、児童等の自殺が増えている。コロナ禍でっていうことも、あるのか、ないのかちょっと判断できませんけれども、昨年1年、過去最高1968年以降、最高であるというような報道が愛媛新聞等々でも再々出ておりますけれども、コロナ禍で自殺とまではいかないにしてもですね、何らかの心の変化っていうものがあるのではないかなと思います。その心の変化を早く見つけて早く手当を打つっていうことが非常に大事になってくると思うんですけども、現場の方でそういう変化っていうのが感じられておるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、コロナ前とコロナ禍での児童生徒の心の変化をどうとらえているかについてのご質問にお答えいたします。学校におきましては、マスク着用によって、児童生徒の顔の表情が読み取りにくいという一面もありますが、日々の健康観察や教育相談、定期的な悩み相談など、またアンケート、保護者、教職員間の情報交換を通して、児童生徒の心のケアに努めております。ここではですね、例年学期ごとに実施しております。学校評価におけるアンケート調査の結果を踏まえた、各学校の報告に基づいてお答えしたいと思います。昨年度はかつて経験したことのない長期の休校、夏休みの短縮を含め、学校生活が様変わりしたことによる不安やストレスが大きかったように思います。今年につきましては、コロナ禍の生活にも慣れてきたこともあり、様々な活動に制限がある中でも、教職員の工夫と頑張りまた保護者の方々、地域の方々の支えあり、学校生活を以前と変わらず、意欲的に送っている児童生徒が多くいると感じております。そのような学校生活の中で今まで当たり前だったことが、少しでもできることのありがたさに気づき、感謝する心が育っていることも事実です。なお、現在全国的な感染拡大の状況の中で、2学期以降、様々な制限による、ストレスの増加など、不安を感じる児童生徒が出てくることも考えられますので、今後とも、必要に応じて教育相談、健康相談、定期的なアンケート、またスクールカウンセラーによる支援など、児童生徒に寄り添い、きめ細やかな心のケアをしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ただいまの答弁の、コロナ禍とコロナ禍の前では、そんなには変化は、内子町の子どもたちは変化はないというようなことの答弁だったのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 昨年は多少不安とかストレスを感じている子どもたちもいたということですが、本年につきましては、以前と比べて変化はあまりないということでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 続きまして、2つ目の項目に入らせていただきます。2学期の学校行事も大変いろいろと考えさせられる運営になってくるんじゃないかと思いますけれども、具体的に、2学期の授業とか、いろんな部活動とか、催し物とか、そこら辺をどういう考えで計画していつて実施するのかっていうこと、ちょっと今の現時点でわかる範囲でちょっと教えていただいたらと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 2学期の学校行事の進め方はのご質問にお答えいたします。内子町では学校活動や行事など、まずは感染対策を徹底し、児童生徒が感染者にならないよう、感染対策期における学校での取り組み方針を定めております。各学校においては、児童生徒の実情に応じた学校行事の実施のあり方などを適切に判断し、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に努めているところでございます。2学期以降の学校における大きな行事について具体的に申し上げますと、体育祭、運動会、修学旅行、遠足、文化祭、職場体験、学芸会などがございます。これらの特別活動は、児童生徒の学びに欠かせない活動であることから、感染対策を講じながら、可能な限り実施する方向で調整し、実施していく考えでございます。また運動会等を見客で実施することとなった場合、映像記録だとか、配信なども考えておく必要がございます。なお、感染状況を見ながらにはなりますが、延期になっております野外活動なども再開できればと考えております。特に新学習指導要領で示された、社会に開かれた教育課程の趣旨を鑑みれば、児童生徒の学びは、地域などを学校外との繋がりも保障する必要がございます。保護者を初め、地域の人に理解を得られるか。地域の人が望むかどうか見極め見極める必要もあると考えております。昨年度から続く、コロナ禍の中、社会全体がコロナウイルス感染症とともに、生きていかなければならない状況にあって、一層緊張感を持った対応をすることはもとより、引き続き、感染状況を注視し、校内での活動に限らず、校外での活動や生活においても、徹底した感染回避行動をとりながら行動する必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 2学期になるとやっぱりちょっと、子どもたちの感染者が増えている傾向になっておりまして、特に気を遣いながら2学期の学校運営をしていかないといけないのかなと感じております。臨時休校の可否を判断する際の基準となる指針をそれが通知されていると思いますけど、その内容がわかる範囲でよかったら答えられるようなかったら、お答えいただきたいと思うんですけれども。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） ただいまのご質問にお答えします。先日ですね、ガイドラインを国の方から出すということでございますが、その扱いと愛媛県の扱いについては、多少違いがございます。それについてはですね、愛媛県と今まで同様の扱いをしていこうと、一番厳しくということなんです。先日の報道では例えばクラスに複数で広がる場合とか、例が示してたと思いますが、愛媛県の場合は従来やってきた通りの方法で、一段厳しくとらえて、運用していこうという通知がただいま参ったところでございますので、これから具体的に周知していきたいと思っております。以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君）とにかく未来を作っていく子どもたちの精神も体もしっかりと守っていくというのが我々大人の責任だと思います。災害も含めまして、一生懸命未来を育てていきたいなというふうな感じでおりますので、引き続きご尽力のほどよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君）以上で、3名の一般質問を終わります。

**日程第6 令和3年請願受理第1号 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を
求める請願（産業建設厚生常任委員会付託のもの）**

○議長（菊地幸雄君）「日程第6 令和3年請願受理第1号 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願（産業建設厚生常任委員会付託のもの）」を議題とします。

この請願は6月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。産業建設厚生常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。泉浩壽産業建設厚生常任委員長、ご登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君）議長。

○議長（菊地幸雄君）泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君）ご報告申し上げます。令和3年6月18日、閉会中の当委員会に付託されました、令和3年請願受理第1号「加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願」について、7月16日に当委員会を開催し審査を行いましたので、審査の結果について、ご報告申し上げます。なお今回は初めて、請願者に請願の趣旨説明をしていただきました。審査経過、並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。本請願事項は、超高齢化社会を迎え、補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかで過ごすことで、認知症の予防や医療費の抑制にもつながることから、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を創設するように、国に対して意見書を提出することを求めています。

委員から、請願へ反対意見として、「請願の趣旨説明に一貫性がなく、加齢による難聴者以外の難聴者に対しても手厚い制度設計をしていくべき。」との意見がありました。また、請願へ賛成意見として、「福祉の向上という観点から、助成制度の創設を国に求めることは議会として当然のことと考える。」との意見がありました。採決の結果、この令和3年請願受理第1号は、賛成多数で「採択とすべきもの」、と決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長の報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○13番（林博君）議長。

○議長（菊地幸雄君）林博議員。

○13番（林博君）請願の審査ご苦労様でした。委員長に質問したいと思います。この審査において補聴器等の装具についての補助制度も現況ではあるように聞いておるんですが、そこらを含めての審査だったんでしょうか。質問をしたいと思います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 含めての審査でありました。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻り下さい。

これより討論にはいります。この請願に対する委員長報告は「採択」です。よって請願に反対者の発言を許します。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） この請願採択に反対の立場で討論いたします。加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願。その内容は、国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入助成を創設するよう求めるものです。現行制度として、請願書にあるように、18歳以上の障害の程度が身体障害者福祉法で定める基準に該当する方は、身体障害者手帳が交付され、その方は、補装具費に対する補助制度があります。補装具には補聴器も含まれています。そして、利用者負担は1割です。高齢で音が聞き取りにくいと感じれば検査を受け、基準値以上の難聴であれば、聴覚障害者として認定され、公的補助を受けられるわけです。この聴こえの程度の分類では不十分であるとすれば、その体制を求めればよいことです。他に軽度、中度等、難聴児、補聴器等購入助成制度もあります。ある一定の類似した制度があるにもかかわらず、加齢による、特に高齢の難聴者に対して、特化した新制度創設をする必要があるのか疑問があります。また、趣旨説明において、請願者と紹介議員において、数点において差異があり、願意の明確性に欠けていて、定義として、年齢等の不整合、請願者は、65歳以上を想定しているが、片や紹介議員は、今回は年齢は想定していない。制度設計の中で、国が考えるべきなど、また、どの程度の難聴者を対象とするのか等の説明がなく、さらに自己申告による難聴者申し出者か、医療機関受診者か等などの制度設計にあたっては、一定の基準を示すことも必要で、具体的なことが、うやむやのままで採択し意見書提出までは至らないと判断いたしました。総花式に採択すべきでなく、この請願採択に反対いたします。

○議長（菊地幸雄君） 次に、請願に賛成者の発言を許します。関根律之議員。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 加齢性難聴とは、老化による聴覚機能の低下が原因の症状のことです。一般に、40代から聴覚の衰えが始まり、65歳から74歳までは、3人に1人。75歳以上では、約半数が難聴に悩んでいると言われております。これは一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会の調査です。町内に住む高齢者でも、聞こえにくくなったことが原因で、人の中に入っていくのが億劫になった。仕事でも、相手の話が聞こえないかもしれないというプレッシャーを感じている。家族でも話していることがわからないというのは辛いなど、多くの高齢者の方から、難聴が生活に支障を来たしているという切実な声を聞きます。加齢性難聴の治療法はありませんが、補聴器を使用することで、難聴が原因で日常生活に支障をきたしている状態を改善し、難聴の進行を遅らせ認知症の予防に繋がります。現在、補聴器購入への補助対象となっているのは、障害者とし

て認定される聴力70デシベル以上の高度重度難聴者だけで、難聴者の1割にすぎません。聞こえにくさが原因で、生活に支障をきたしている約9割の方は、平均購入価格1台、15万円と言われる高額な補聴器を全額自己負担で購入せざるをえないことから、補聴器の普及が進んでいません。年を重ねることによる難聴は、誰にでも起こりうることです。耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、社会参加や雇用などの障害になっています。補聴器の普及促進により、生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制に繋がります。住民福祉の向上のため、加齢性難聴者への補聴器購入を助成する制度の実施を国に求める本請願の趣旨に賛同し、請願採択には賛成すべきものと考えます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私は請願に対して反対の立場で討論したいと思います。この加齢性の難聴ということですが、難聴だけでなく、加齢に伴いまして、視力もだんだんと衰えてきますし、体力も衰えてきます。あらゆる面でやはり加齢に伴う症状は続くものでありまして、この加齢性による難聴を認めるということは、この制度がもしされるとなると莫大な費用もかかるというふうに私は想定するわけであります。そういった面でも、また先ほども同僚議員から言われましたように、18歳以上の中程度の難聴の方もおられるわけでその方に対する補助制度というものが出てないわけですので、やはり、十分にこのことは検討してくれないと意見書として提出すべきではないと私は考える次第であります。よって反対という立場でございます。

○議長（菊地幸雄君） 賛成者の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 先ほどから反対者の意見を聞いておりますと、何かちょっと我々の役割というのを本当にわかっておられるのかなと。今回のこの請願は、あくまでも加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を国に求めるわけです。そうすると、その制度設計とかいうのはもう国が、やるやらないも含めてですね、決めることなんです。我々はやはり町民の福祉の向上というのが一番の役割です。そのことを考えるとですね、この意見書を内子町議会として、国に出す、これ当たり前のことで、私は別に反対する理由はないと思っております。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 私は反対の立場で意見をさせていただきます。私が議員している間でも、難聴の人がおられました。私自身も病院に行けば、突発性難聴か加齢性の難聴かわからない。例えば、現実、補聴器をつければ、多くの人の場に出れるかどうかって言えば、補聴器ってのは、かなり周りの声を拾います。だから、余計わかりにくって言うことが多くて、耳の悪い人でも、補聴器をつけてる人は、あまりおりません。持っておっても、現実的にどうしても必要だったら現段階の補助があります。生活福祉のために、どうしてもこの制度を国に、請願として上げる必要があるのか。というのは、ごく一部の、町民の人の意見の中で判断すべきではなく、全体から出てきて、本当に必要だ。それによって、認知症もなくなった、痴呆もなくなったという形が出てくればいいですけど、実際、利用をされるかどうか。請願は作ったけど、何にも利用する人が

なかった。実際使ってる人が、あまりつけない状況の中でこの請願を出すっていうのは時期尚早じゃないかというなと思いますので、反対をさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 賛成者の発言はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私は賛成の立場で討論いたします。今、反対の方からいろいろなご意見出ましたけれども補聴器を使用するかしないかというのもまた個人の話でありまして、とにかくにも、現に困られてる町民の方がおられて、これを求めようという意見があり、そして実際それを採択するかどうかは国にゆだねられるわけですし、その制度設計も含めた判断は、国に任せるとしても、とりあえずすでにお困りになられてる、そして様々な老化はあるけれども、やはり補聴器というものが高額であることを考えたら、それに対して何らかの助成を求めることは合理的であると考えますよって私は賛成いたします。

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

これより委員長報告のあった「令和3年請願受理第1号 加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願」の採決に入ります。この請願に対する委員長報告は採択です。「請願受理第1号」を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立少数であります。

従って、「請願受理第1号」は不採択とすることに決定しました。本日の議事日程はすべて終了いたしました。明日3日は午前10時から本会議を開きます。日程は、全議事に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和3年9月第119回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和3年9月 2日（木）

○開会年月日 令和3年9月 3日（金）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

2番	塩 川 まゆみ 君	3番	関 根 律 之 君
4番	向 井 一 富 君	5番	久 保 美 博 君
6番	森 永 和 夫 君	7番	菊 地 幸 雄 君
8番	泉 浩 壽 君	9番	大 木 雄 君
10番	山 本 徹 君	11番	才 野 俊 夫 君
13番	林 博 君	14番	山 崎 正 史 君
15番	寺 岡 保 君		

○欠席議員（2名）

1番	城 戸 司 君	12番	下 野 安 彦 君
----	---------	-----	-----------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	西 川 安 行 君
税 務 課 長	吉 川 博 徳 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	前 野 良 二 君	会計管理者	田 中 哲 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
農林振興課長	山 中 保 正 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	上 山 淳 一 君
上下水道対策班長	上 石 富 一 君	危機管理班長	松 岡 裕 樹 君
商工観光班長	大 竹 浩 一 君		
教 育 長	山 岡 晋 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	大久保 裕 記 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	堀 本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	林 純 司 君	書 記	和 氣 啓 介 君
---------	---------	-----	-----------

○議事日程（第11号）

令和3年9月3日（金）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

令和3年9月第119回内子町議会定例会

- 日程第 3 報告第 5 号 専決処分の報告について
(議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 4 報告第 6 号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 5 報告第 7 号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 6 報告第 8 号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 7 報告第 9 号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 10 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第 11 号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第 10 議認第 11 号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 議認第 12 号 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議認第 13 号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議認第 14 号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議認第 15 号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議認第 16 号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議認第 17 号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 42 号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 18 議認第 18 号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 43 号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 20 議認第 19 号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 44 号 内子町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第 22 議案第 45 号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 46 号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 47 号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 48 号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 49 号 内子町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 50 号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 51 号 内子町農村交流施設の指定管理者の指定について

- 日程第29 議案第52号 内子町農村公園の指定管理者の指定について
日程第30 議案第53号 内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定について
日程第31 議案第54号 内子町道路線の変更について
日程第32 議案第55号 第52号 令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事
請負契約について
日程第33 議案第56号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第34 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
日程第35 議案第58号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい
て
日程第36 議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が、下野 安彦議員、城戸
司議員から提出されております。それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、
会議規則第119条の規定により、議長において、13番林 博議員、14番山崎 正史議員を
指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元
に配布しております、議事日程第11号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に 属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 報告第5号 専決処分の報告について（議会の議決に付す
べき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第5号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によ

り専決処分した、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、私の方からご説明させていただきます。議案書1の3ページをお開きください。報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め、和解いたしました件につきましては、町が所有いたします消防団車両の事故に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。事故の概要でございますが、令和3年6月21日月曜日、19時頃、内子町宿間甲334番地7先の県道肱川公園線において、内子町消防団五十崎方面隊天神分団第3部の車両が、後進しようとしたところ、誤って前進してしまい、前方のガードレールに接触し、ガードレール及び支柱が損傷したものでございます。事故が起きたこの日は、団員3名により消防団車両で地域を巡回した後、車庫前に車両を停車させ、ポンプの点検をいたしました。点検終了後に、車両を車庫に入れるため、団員1名が乗り込み、いったん前進して、バックで車庫にいれようとしたのですが、ギアがなかなか入らず、クラッチを踏み、何度かギア操作を行いました。その際、右足がブレーキから離れ、道路の緩やかな傾斜により車両が前進してしまい、ガードレールへ接触したものでございます。幸いに人的被害はなく、町の負担でガードレール及び支柱を交換することで道路管理者である大洲土木事務所と合意し謝罪を受け入れていただきました。なお、損害賠償の額は、12万1,000円でございます。8月3日にガードレールの交換が完了したことから、8月11日に町と県との間で免責証書を取り交わさせていただき、正式に和解が成立したため、同日付で町長の専決処分を行ったものでございます。今回の事故は、消防団員の運転操作のミスによるものであり、再発防止に向け8月6日付けで内子町消防団各方面隊長以上の幹部へ事故の概要報告及び安全運転の励行について文書にて通知を行ったところでございます。誠に申し訳ございませんでした。以上、報告第5号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） ガードパイプが曲がったという話だと思うんですけど、この状態だったら消防団の車両もある程度、損傷を受けたと思うんですけど、車両の修理代等はどのようなになったのか、報告いただいたらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） ガードレールに接触をしました折に、消防車両につきましても車両の左前方がガードレールに接触したことによりましてフロントバンパーの交換、それから左ヘッドランプの交換そして調整等をおこなっております。それらの修繕費が16万1,920円でご

ざいます。以上でございます。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 損害賠償の事例が以前も何度か、それは職員の件もありましたから、かなりこれ車両と相手方の両方を足しますと30万にはなりませんけどそれくらいな金額のお金を使う。もっと注意深く慎重に運転されるようになお一層、指導をしていただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今、議員ご指摘のとおりでございます。今回消防団車両でございましたけれども、町職員につきましても消防団の職員もおりますし、また町が所有致します町の所有車に日常的に職員も乗車しております。なので職員、消防団に限らず日頃より交通安全の徹底をして参りたいと思っておりますし、また今月下旬には秋の全国交通安全運動もおこなわれますので先日の職員全体の月初め行事、また課長会を通しまして先日も交通安全ルールの遵守、また安全運転の徹底について周知をしたところでございます。今後もお気をつけまして安全運転、交通安全に気を付けて参りたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第4 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 報告第6号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第6号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を農林振興課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは報告第6号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について説明させていただきます。資料ナンバー2、ピンク色の表紙になります。タブレットにも送信致しましたので、ご確認いただいたらと思います。第24期（令和2年度）の事業報告でございます。

2ページの上段になります。会社全体の項目のところから説明致します。第24期、総売上目標、7億1,000万円を掲げ、営業を展開してまいりましたが、実績は、対前年比3.1%減となる6億5,990万円となり、目標額に対し、92.9%となりました。6行目になります。今期の会社全体の売上は、対前年比12.8%減の3億4,653万円となりました。人件費は1億5,225万で対前年比5.1%減にとどまっていますが、この中にはコロナの影響で臨時休業や時間短縮をした際の休業手当も含まれており、休業手当分は雇用調整助成金で愛媛県労働局から助成をされております。他にも各種助成金をいただきましたが、これらは決算書の雑収入に計上されております。コロナウイルス感染拡大により来店者が減少したため、1,317万円の営業損益になりましたが、雇用調整助成金などの営業外収益があったため、税引前当期純利益は149万円となりました。部門ごとの販売実績は、2ページの表1に記載されておりますが、表の右から3列目、実績増加率では、直売所の部門が前年度に比べ増加しましたが、それ以外の部門は前年度を下回る結果になっております。それでは、各部門の営業状況につきましてご説明いたします。

まず、3ページの特産物直売所の概要報告です。一度、2ページにお戻りください。2ページの表1の販売実績の一番上の直売所でございますが、販売額は前期に比べ9.9%増の4億3,379万円となりました。

3ページをお願いします。3ページ、下から10行目になります。9月のシルバーウィークは特に売上が多く、連日500万円を超えました。9月20日には今までの最高売上金額602万円となりました。来客もかなり多かったのですが、それだけの商品を揃えられたことが大きな要因となりました。

次に5ページをお願いします。5ページ上段、レストランについて、販売額は、対前期比33.4%減の5,200万5,000円でした。新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、団体客のキャンセルやJR四国の伊予灘ものがたりも運休するなど大口の業務がなくなったことや4月半ばから5月末にかけて臨時休業したことが影響しております。

次に5ページ下段になります。シャーベット工房は、対前期比27.5%減の2,670万7,000円でした。こちらも同様に来客数の減少や飲食店等への卸業務取引が大幅に減ったことから売上に反映された形となりました。なお、ギフトアイスは、前年より少なかったものの堅調な売上となっております。

次に6ページをお願いします。6ページのパン工房は、前年に比べ11.2%減の6,678万4,000円でした。こちらもコロナの影響で来客数が減少したことで、販売額が減少しました。需要を掘り起こそうと、からりブレッドのネット販売をはじめましたが、送料がかかり思うように伸びていませんが、新たな可能性としていろんな方法を模索していきたいと考えております。次に6ページ下段の燗製工房の販売額は、前年に比べ13.8%減の3,525万3,000円でした。飲食店に対するコロナの影響で卸売りが激減し、春からのイベントは軒並み中止となり、出店での売上もほとんど見込めませんでした。

次に7ページになります。7ページ、あぐり亭については、販売額は、前年に比べ34.6%減の1,036万3,000円でした。レストランと同じく春先から来客が激減したため、4月中旬から6月中旬まで休業したことなどが、売上減少の要因となりました。

次に7ページ下段になります。農産加工場につきましては、販売額が前期に比べ、12%減の3,500万5,000円でした。減少の要因としては、来場者の減少により、直売所での売上が減少したためです。じゃばらは、ここ数年、認知度が急激に高まり、企業からの大口取引が実現するなど安定した売上となっています。

最後に8ページ中段になります。営業部につきましては、直売所やパン工房と協力してネット通販の強化や、量販店との商談をまとめ、農産加工場の新商品に携わってきました。以上が、24期の事業報告の概要でございます。

次に、決算報告書について説明します。15ページをお願いします。初めに損益計算書について説明します。上段、右端、売上高3億4,653万3,458円から期首棚卸高と仕入及び原材料費の合計額から、期末棚卸高を差し引いた売上原価は、1億4,065万1,336円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、2億588万2,122円でございます。ここから、営業に係る費用である、販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は、1,317万3,180円となりました。この営業損失に、下段の営業外収益1,455万4,739円を加え、営業外費用3万4,194円を差し引いた経常利益は、134万7,365円でございます。この額に、特別利益15万円を加え、税引前当期純利益は149万7,365円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純利益は、129万3,865円となっています。なお、損益計算書に記載しています販売費及び一般管理費の内訳につきましては、16ページのとおりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

次に、14ページをお願いします。貸借対照表について説明します。表の左側、資産の部ですが、流動資産と固定資産を合わせたもので、合計は下段の1億4,203万4,675円でございます。次に、表の右側、下段、純資産の部のうち、下段、繰越利益剰余金は、前期繰越剰余金に先ほどご説明いたしました損益計算書の当期純利益129万3,865円を加えた、期末残高は、1,027万5,214円となり、純資産の部の合計は、9,042万5,214円でございます。表の右側、一番下、負債・純資産の部の合計は、表の左側一番下、資産の部の合計と同額でございます。

次に、17ページをお願いします。株主資本等変動計算書でございます。ページの中ほど、繰越利益剰余金については、当期首残高898万1,349円に、当期純利益129万3,865円を加えた、当期末残高は1,027万5,214円となっております。今期は、純利益を計上しましたが、コロナの関係があり、今後の見通しが立たないことから、6月30日開催の定時株主総会において、本年度は、剰余金の配当はしないという事で承認されております。以上が、24期の決算報告でございます。

それでは、最後に第25期の事業計画等の概要をご説明させていただきます。資料の10ページにお戻りください。10ページ中ほどになります。第25期の事業計画でございますが、事業テーマを「イノベーション（革新）」とし、コロナ感染などの大きな事象や社会変化、変動するニーズに対しても動じず、安定的な経営を継続していける「強い・からり」を創造したいと考えています。からり24年間の歴史でこれまで培ってきた良き伝統、こだわりを堅持しながらも、社会の変化に機敏に対応した新たな改革、新たな挑戦を行うことで、時代に即した「からりイノベーション」の1年としたいと考えております。

資料11ページの中ほどになります。からり全体の総売上目標を前期と同額の7億1,000万円、会社の収支目標は、経常利益100万円としています。新型コロナウイルスの収束が予測できない状況ですが、社員一丸となって、鋭意努力する所存でございますので、ご了解賜りますよう、よろしくお願い致します。なお、この第24期事業報告、決算報告並びに第25期事業計画につきましては、令和3年6月30日開催の定時株主総会に提出し、全て承認されています。以上、経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 損益計算書の中の雑収入の1,429万3,211円の内訳を教えてください。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 只今のご質問でございます。1,429万3,211円、ほとんどが雇用調整助成金が主なものと報告を受けております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第5 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 報告第7号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第7号「小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 報告第7号、小田まちづくり株式会社の経営状況について、ご報告いたします。議案書2の黄色い表紙からになります。小田まちづくり株式会社の事業報告書、決算報告書は、令和3年8月23日開催の定時株主総会に提出され、第20期決算及び第21期事業計画が、承認されたところでございます。第20営業期の営業報告でございますが、事業期

間は、令和2年7月1日から令和3年6月30日となっています。

1ページをお開き下さい。タブレットは順次、右側に進めて頂ければと思います。今期は、新型コロナウイルスの感染拡大が、経済活動にも大きな影を落とし、とりわけ外食、宿泊、観光などのサービス業は大幅な需要の落ち込みが続くなかで、町内においても、感染症対策を徹底するため各種イベント等も中止を余儀なくされるなど、大変厳しい状況となりました。売上状況としまして、(2)①に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、道の駅せせらぎの売上高は、対前期比2%増に留まり、目標としておりました4%増を達成することが出来ませんでした。特産品販売施設せせらぎの利用客数は、7万4,793人、対前期比98%、売上額は、6,420万7,772円で、対前期比102%となっています。また、食堂、かじか亭の来客数は、1万6,323人、対前期比101%で、売上額は、1,332万9,990円、対前期比101%と増加しております。厳しい状況の中、経費削減に努めた結果、減価償却183万9,104円を確保しましたが、当期純損失は17万3,934円となりました。

2ページをお開き下さい。せせらぎへの農産物等の出荷者は前期より2人減って125人となっております。売上額別の出荷者数は、表のとおりでございます。お客様お1人当たりの客単価は858円で、前期より、31円増となっています。②道の駅の実施事業としましては、クレジット対応のPOSシステムの導入や、空調システムの更新を行い、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りました。また、ホームページ上では、観光施設や小田深山観光ポイントを紹介し、秋の紅葉時には、観光協会ツアーの休憩所としても道の駅を活用して頂きました。

次に、3ページをお開き下さい。事業報告でございますが、今期は、イベント開催を自粛したため、せせらぎデーは開催を致しておりません。JAFと共催して、秋の小田深山ツアーを実施するなど、オダメイドや、せせらぎの商品販売と合わせた、PR活動を行っております。

次に、決算状況についてご説明いたします。5ページをお開きください。貸借対照表でございますが、まず、表中、左側の資産の部でございますが、一番上でございます。Ⅰの流動資産が、現金及び預金、売掛金、棚卸資産等、合わせまして2,447万9,746円でございます。下に行きまして、Ⅱの固定資産の合計が、900万6,517円、その内訳は、有形固定資産879万2,411円、無形固定資産21万3,906円、投資、その他の資産200円でございます。一番下に参りまして、Ⅲの繰延資産として、74万4,907円を計上しています。これは、前期までの研究開発や、ホームページのデザイン作成に要した費用を繰延資産としたものでございます。資産の部の合計は、3,423万1,170円となっております。

次に、5ページ右側の上段より、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債は、買掛金、未払金など合わせて544万2,447円となっております。Ⅱの固定負債はございません。次に、下にまいりまして、純資産の部につきましては、Ⅰの資本金3,535万円に、Ⅲの利益剰余金、マイナス656万1,277円を加えた純資産の部合計は、2,878万8,723円となり、負債・純資産の部の合計は、3,423万1,170円になります。

続きまして、6ページの損益計算書をご覧ください。Ⅰの売上高の内訳は、町からの指定管理委託料、かじか亭の施設運営収入など、業務委託・受託収入として337万2,712円、JA商品、ソフトクリームなどの直接販売商品の売上が1,214万186円、出荷者からいただく販売手数料収入、これは販売額の17%を頂いておりますが858万966円となっており、Ⅰの売上

高の合計は、2,409万3,864円になります。Ⅱの売上原価の合計909万8,351円を差し引き、期末棚卸高63万6,795円を加えました売上総利益は、1,563万2,308円です。Ⅲの販売費及び一般管理費が、1,519万8,184円で、売上総利益から、この販売費及び一般管理費を差し引いた434,124円が、今期の営業利益でございます。この営業利益に、預金利息・雑収入等の営業外収益1万1,089円を加えて、繰延資産償却の営業外費用63万5,647円を差し引きました経常損失が、19万434円でございます。これに特別利益、補助金でございますが20万円を加えた税引前当期純利益は、9,566円で、法人税等の税額18万3,500円を差し引きました17万3,934円が当期の純損失となっております。1枚めくっていただいて、7ページの上段には、先ほど申し上げました販売費及び一般管理費の内訳を掲載しております。下段は 期末棚卸資産の内訳となっておりますのでお目通しいただけたらと思います。

8ページは、株主資本等変動計算書となっております、今期を含めた利益剰余金は、マイナス65万1,277円となっております。

9ページをお開きください。こちらは、個別注記表、それから10ページからは第21期の事業計画及び収支予算書となっております。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。第21営業期は、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すると共に、せせらぎ施設全体の売上を対前期比2%増を目指して参りたいと思っております。特に良質な農産物や匠の木工品など、地区ならではの特産品の出荷を促し、豊富な品ぞろえを図ると共に、公式オンラインショップを充実させ、ネットでの販売を促進するとともにキャッシュレス化をさらに推進します。加えて、高齢化が進みます生産出荷者の集配等のサポートや、新しい生産出荷者の開拓など、管理運営委員会等を通じた出荷組合との意志疎通、計画の一体的取り組みによりまして、地域への来訪者の増加、関係人口の拡大を図りながら、健全経営に努めて参ります。以上、第20営業期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 2ページに新たな空調システム導入とあるんですけど、故障が絶えず換気に支障があったエアコンを新たなものに替えたということなんですけど、能力的に例えば、20年前とか古いものに比べて最新のエアコンは換気効率が高いとかメーカーの資料でもいいんですけどそういうものがあるんでしょうか。この換気に支障があったというのはエアコンが動かないことで窓を開けるだけでは換気が不十分という認識でこう書かれているのか。そのあたりのことをお伺いします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 空調も度々、故障をしております、出力も新しいものの方が当然高いわけですし、それを可動させた上で常に換気をして営業するという事で三密対策に徹底を図るということでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 出力が高いということ以外にメーカーとしてエアコンの換気効率がいいとかそういうものを謳われているものは基本的にはないという理解でよろしいでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 最近のものですと換気のできるものが一番いいわけなんですけど今回導入したものについては換気の機能はございません。出力が大きいのでその分、窓を開けてエアコンも可動させながら営業をおこなうという形をさせていただいております。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第6 報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 報告第8号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第8号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 報告第8号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況について、ご報告いたします。説明資料は資料ナンバー2の経営状況を説明する書類の今ほど報告がありました、小田まちづくり株式会社の次になります。

1 ページをご覧ください。まず、事業報告についてですが、国際交流協会は、令和2年度におきましても、国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として、各種事業を行いました。主なものをご報告いたします。ローマ数字のI、交流促進事業の1、意識啓発・情報発信事業につきましては、毎月1回、機関紙ゆうていあを広報うちこへ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信しております。2の各種講座運営事業につきましては、（1）の国際理解講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施がありませんでした。（2）の外国語講座につきましては、高

校生以上を対象にした英会話3コースとドイツ語2コースを開催しました。4月、5月、6月、2月に予定していた講座は新型コロナウイルス感染拡大により休講となっております。

2ページになります。次に3の交流イベント・体験事業につきましては、ドイツフェスタ、五十崎大風合戦、笹祭りなどのイベントが中止や延期になり、それに付随して行っていた交流イベントやボランティアの活動も実施できておりません。カタカナのエの海外派遣事業OB会の運営事業として、これまでに青少年海外派遣事業に参加した方々に、機関紙ゆうていあへの寄稿をお願いし、青少年海外派遣の思い出やその経験がどう活かされているか、またコロナ禍でも頑張っている様子をレポートして頂きました。町民への意識啓発を図るとともに、青少年海外派遣経験者の内子町や国際交流協会に対する思いを発信する機会となりました。

次に3ページ下の方になります。ローマ数字のⅡの助成事業につきましては、1の青少年海外派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、実施しておりません。

3ページから4ページにかけての2から4の各助成事業につきましても、令和2年度の申請はございませんでした。次にローマ数字のⅢ、法人管理の1の寄付金につきましては、町内各企業、団体等へ寄付のお願いをおこなったほか、(2)になりますが、平成28年度に創設した賛助会員制度に基づきまして、会員拡大に努めました。2の理事会・評議員会、5ページになります3の特定資産運用管理委員会、4の研修会・会議への出席、5の職員の状況についてにつきましてはご覧のとおりとなっております。また、6の役員の状況につきましてもお目通しいたきますようお願いいたします。

7ページになります。次に収支決算書類についてご報告いたします。貸借対照表でございますが、表の当年度(A)の欄をご覧ください。科目のローマ数字Ⅰ、資産の部で流動資産の合計額が207万3,774円で、2の固定資産のうち、(1)特定資産の合計が、2億2,096万6,411円、(2)その他固定資産の合計が22万8,960円、1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計が2億2,326万9,145円です。次に科目のローマ数字Ⅱ負債の部では、1の流動負債は未払金、前受け金、預り金を合わせた流動負債の合計18万2,421円です。次に科目のローマ数字Ⅲの正味財産の部で1の指定正味財産の合計が2億2,852万2,273円。正味財産の合計は2億2,308万6,724円で、一番下の負債及び正味財産合計が、2億2,326万9,145円となっております。

8ページになります。次に、正味財産増減計算書、会社で言う損益計算書になりますが、表の当年度(A)の欄をご覧ください。まず、ローマ数字のⅠ一般正味財産増減の部、1の経常増減の部(1)経常収益の中の特定資産運用益は、325万3,893円で、受取会費が24万9,000円、事業収益の外国語・国際理解講座及び各種事業会費等の合計が24万1,500円、一般寄付金や指定寄付金など受取寄付金等につきましては、合計18万円。指定正味財産からの振替額、これは、特定資産の取崩しを事業費に充てた分になりますが、150万998円となっており、雑収益等、合わせた経常収益の合計は542万7,934円です。次に、(2)の経常費用の主なものとして、人件費が408万3,289円、外国語講座の講師謝礼として報償費が21万9,000円、機関紙ゆうていあの発行における印刷製本費14万9,292円、インターネット通信や郵送に係る通信運搬費として、19万7,930円、会計ソフト減価償却費が11万4,480円で、これら経常費用の合計が487万3,066円となっております。

9ページになります。8ページの経常収益計から経常費用計を差し引いた、当期経常増減額が55万4,868円となっております。その結果、一般正味財産期末残高がマイナス543万5,549円となります。次にローマ数字のⅡ、指定正味財産増減の部の特定資産評価損益が、1,493万3,224円となっており、指定正味財産期末残高が2億2,852万2,273円となっております。以上のことにより、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は2億2,308万6,724円となっております。

10ページには、財産目録を掲載しております。こちらは、貸借対照表にあります、資産並びに負債の内容について掲載したものですので、お目通しください。

最後に、11ページから13ページにかけて令和3年度事業計画を、また14ページから15ページにかけて令和3年度の収支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。以上、報告第8号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 令和3年度事業計画書というのをここに出されているわけですが、前から私も思っていたんですけど、国際交流ということでなんですけど、特に英語圏とドイツ語圏のところはかなり力を入れているというのは分かるんですけど、観光客にしても昨日も一般質問、同僚議員からありましたけど、在留外国人ではアジアの方というのは関わりが多くなっていると思うんですけど、そういった意味でこれからの内子町にアジア圏の国々との相互交流、国際交流ということが大切になってくるのではないかなと思うんですが、そういったアジア圏の国々との国際交流ということについて重点をおいていくというそういうお考えはありませんか。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） ご指摘の通り、現在、昨日の説明にもありましたように、町内には在留外国人、特に技能実習生で来られているアジアの方もたくさんいらっしゃいます。観光客の方もアジアの方、たくさんいらっしゃると思うんですけど、現在はドイツ語とか英語を主体に学習会とかも進めております。今後、プランナー会というのがあるんですけどそちらの方で提案してアジア圏の方々とも交流できるような学習会の検討もしていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第 9号 健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第10号 資金不足比率の報告について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 報告第9号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第8 報告第10号 資金不足比率の報告について」以上の2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第9号、健全化判断比率の報告について、報告第10号、資金不足比率の報告について、この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の8ページをお開きください。私の方から、報告第9号、健全化判断比率の報告についてと、議案書1の9ページ、報告第10号、資金不足比率の報告についてご説明致します。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、8ページ、報告第9号の一覧表で示しています。また企業会計においては、9ページの報告第10号の一覧表に示しているように、資金不足の比率を示す指標ということになります。これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになっています。

まず、議案書1の8ページ、報告第9号「健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。令和2年度における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は黒字となっているため該当ございません。「実質公債費比率」は1.8%でございました。平成31年度と比較し、0.3%改善しております。この実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行に当たって国・県の許可が必要となり、更に25%を超えると地方債の発行が制限されます。「将来負担比率」も該当なしで、前年度と同様に基準値内となっております。それぞれの項目にある括弧の数字、早期健全化基準をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定しなければならないことになっております。

続いて、9ページでございます。報告第10号の資金不足比率について、ご説明申し上げます。令和2年度における資金不足比率は、2つの事業会計において資金不足は発生してございません。以上、報告第9号、及び報告第10号は、7月19日から7月27日にかけて、赤穂代表監査委員、森永監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月18日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり、受理することとします。
ここで暫時休憩をします。午前11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 9 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 報告第11号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第11号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出につきましては、その内容を学校教育課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、報告第11号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について、ご説明を申し上げます。

議案書1の10ページとなります。説明資料は、資料ナンバー3となります。それでは、資料ナンバー3でご説明させていただきます。内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして自己点検及び報告を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。ページをめくっていただけたらと思います。

1ページから2ページには、点検・評価の趣旨、点検評価の対象・方法、評価基準、評価委員名簿、委員会の開催実績など、記載しております。

また、3ページから4ページには、教育委員会活動報告を記載しております。点検・評価の対象となります事業でございますが、令和2年度中に実施を致しました、学校教育課関連の「22の事業」につきまして、5ページから26ページ、また自治・学習課関連の16事業につきましては、27ページから42ページでございます。それぞれ、内容につきましては、去る8月20日に開催されました、全員協議会で説明させていただいた通りでございますので、省略させていただきます。今後におきましても、学校教育の方針と施策、社会教育の方針と目標、人権・同和教育基本方針を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めて参りたいと思います。以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

**日程第10 議認第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決
処分の承認を求めることについて**

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議認第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する
条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第11号、内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年9月1日に施行する必要がある、議会
を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処
分したもののについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、住民課
長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） それでは、議認第11号、内子町手数料徴収条例の一部を改正する
条例についての専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書1の11ページをお開き下さい。今回、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、内子町手数料徴収条例の一部を改正
する条例を令和3年9月1日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、
地方自治法第179条第1項の規定により、8月31日に専決処分をさせていただきました。ま
た、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。条例の中で
11ページ、12ページ、13ページにございます、第2条第1項、第27項を削るというこ
とでございますが、これについては、詳しい資料は議案説明資料第11の1ページをお開きくだ
さい。内子町手数料徴収条例の新旧対照表でございます。個人番号カードの発行する主体が今回、
法律の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構がすることに明確化されまして、個人
番号カードの発行に係る手数料を徴収の事務についても機構から市町村長に委託することが出来
る旨の規定が新設されました。よって、個人番号カードの再交付手数料について条例の定めが必
要でなくなりまして、新旧対照表の旧のところにあります再交付の場合の手数料800円という
ところ削るものでございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第11号 内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

-
- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第11 | 議認第12号 | 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議認第13号 | 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議認第14号 | 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議認第15号 | 令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議認第16号 | 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議認第17号 | 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議認第12号 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第13号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第14号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第15号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第15 議認第16号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第16 議認第17号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」以上の6件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第12号、令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について、議認第13号、令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第14号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第15号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第1

6号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第17号、令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、その内容を会計管理者に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（田中哲君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 田中会計管理者。

〔田中哲会計管理者登壇〕

○会計管理者（田中哲君） それでは、議認第12号から議認第17号までの令和2年度一般会計及び特別会計の決算について、ご説明いたします。各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の認定をいただくものでございます。

では、議認第12号、令和2年度一般会計決算についてご説明いたします。全体的な決算額は、前年度と比べ、歳入で21億1,170万円余りの増、歳出につきましても、20億8,578万円余りの増となり、歳入歳出ともにおよそ2割という大幅な増額となりました。これは国庫補助金を中心とした新型コロナウイルス感染症対策関連の各種事業の取り組みによるものでございます。

それでは、資料ナンバー4、一般会計決算書、2ページ、3ページをご覧ください。まず歳入です。1款町税の収入済額は、14億5,631万7,495円で、前年度より568万円余りの減、歳入全体に占める割合は11.5%です。税目別に見ますと、町民税、固定資産税、町たばこ税で前年度より減額となり、軽自動車税は増額となっています。不納欠損額は137万円余りで、63名分を処理したものです。収入未済額2,512万円余りは、603名分の滞納額となります。また、調定額に対する収入率は、98.2%です。

その詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の5ページから7ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。9款、地方交付税の収入済額は、48億3,931万6,000円で、前年度より9,028万円余りの増となっております。歳入全体に占める割合は、38.1%になります。この地方交付税のうち、普通交付税では、令和2年度より一本算定となり、また、地域社会再生事業費の算入が創設されたことなどにより、7,231万円の増となっています。11款1項、分担金の収入未済額158万円余りは、災害復旧事業費に係る分担金の繰越によるものです。11款2項、負担金の不納欠損額10万8,000円は、保育料を処理したもので、収入未済107万円余りにつきましても保育料の滞納額となります。その詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の8ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。12款、使用料及び手数料の収入未済額2,075万円余りは、住宅管理使用料の町営住宅及び駐車場使用料の未収入分です。その詳細につきましても、資料ナンバー7決算資料の9ページで後ほどご確認ください。

次に4ページ、5ページをお開き下さい。13款、国庫支出金は、収入済額31億5,465万5,525円で前年度より22億139万円余りと大きく増加しています。その要因は16億2,583万円余りの特別定額給付金事業補助金をはじめとする新型コロナウイルス感染症に対応した関連事業の国庫補助金によるものです。国庫支出金の収入未済額は、4億7,102万円

余りあり、そのおよそ半分の2億4,054万円余りが新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の繰越です。その他には、社会資本整備総合交付金、災害復旧事業等の補助金に関する繰越となっております。14款、県支出金の収入済額は9億5,998万円余りです。収入未済額は2億2,781万円余りで、林業施設整備事業、がけ崩れ防災事業、災害復旧事業等の県補助金に関する繰越です。15款、財産収入の収入済額3,799万円余りについては、土地建物などの貸付料及び禁団地などの土地の売払い収入によるものです。16款、寄附金の収入済額1,547万円余りは、ふるさと応援等の寄附金です。20款、町債の収入済額は、8億6,998万円で、前年度より2億21万円余りの増となっております。収入未済額1億7,960万円は、林業振興債、土木債、災害復旧事業債の繰越です。そうしまして、歳入合計は、一番下の収入済額合計、127億605万8,131円で、前年度より21億1,170万円余り、率にして19.9%の増となっています。

次に6ページ、7ページをご覧ください。歳出の主なものを説明いたします。2款、総務費の支出済額は、28億431万9,321円で、前年度より16億3,429万円余りの増です。昨年5月から支給しました1人10万円の特別定額給付金16億2,060万円の支払いを含んでおります。3款、民生費の支出済額は、25億9,070万9,164円で、前年度より830万円余りの減です。4款、衛生費の支出済額は、8億7,844万5,710円で、前年度より8,603万円余りの増となっています。6款、農林水産業費の支出済額は、9億7,242万6,937円で、前年度より1億3,422万円余りの増となっております。ここには、文化伝習センター耐震補強改修工事の1億5,466万円余りを含んでいます。7款、商工費の支出済額は、3億5,218万1,258円で、前年度より2億395万円余りの増です。ここには、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への事業者等経営安定補助金及び、事業継続給付金などの事業者支援事業を含んでおります。8款、土木費の支出済額は、11億6,770万349円で、前年度より1億876万円余りの増です。9款、消防費の支出済額は、6億2,059万8,247円で、前年度より4,919万円余りの増です。

次に8ページ、9ページをお開きください。10款、教育費の支出済額は、11億3,240万1,234円で、前年度より2,725万円余りの増となっております。11款、災害復旧費の支出済額は、3億8,157万2,542円で、前年度より1億5,851万円余りの減となりました。そうしまして、歳出合計は、一番下の支出済額合計122億3,763万8,170円で、前年度より20億8,578万円余り、率にして20.5%の増となっています。

次にページ数を大きく飛びまして、176ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。3番の歳入歳出差引額は、4億6,841万9,961円となり、そのうち繰越明許費繰越額は、1億645万7,000円です。5番の実質収支額は、3億6,196万2,961円となります。

次に、決算書の177ページをご覧ください。財産に関する調書です。178ページから公有財産の異動で土地及び建物の動きを記載しています。その詳細は、資料ナンバー7決算資料の104ページで後ほどご確認ください。

次に決算書の182ページをご覧ください。物品の所有状況です。取得価格が50万円以上の重要物品につきまして、年度内の増減を一覧表に記載しています。詳細は、資料ナンバー7決算資料の105ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に184ページをお開きください。基金の決算です。ご覧のとおり1番から27番まで27の基金があり動きのあった主なものを説明いたします。1番、一般会計財政調整基金です。債権の欄の年度中増加高の8,519万円余りは、一般会計からの積立金に利息を加えたもので、年度末現在高は12億8,617万8,195円となります。7番、公共施設整備基金は、計の欄の年度中増加高が3億156万円余り、年度中減少高が2億3,089万円余りで、その差額7,066万円余りを一般会計から基金へ積立をして、年度末現在高は26億7,363万3,001円となります。

185ページをご覧ください。18番、介護給付費準備基金です。債権の欄で年度中減少高1,000万円は、介護保険事業特別会計へ繰出しをし、年度末現在高は1,830万7,997円となります。19番、エコロジータウン内子ふるさと応援基金です。預金の欄の年度中増加高1,294万円余りは、寄附金と利息を加えたもので、年度中減少高の725万円は、寄附金の返礼品及びうちこ子育て応援券事業に充当するため一般会計へ繰出しをしています。27番、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金につきましては、令和2年11月12日に設置したもので、一般会計より2,860万円を積立てをしたものです。そうしまして、基金の年度末現在高合計額は、一番下の欄の右、67億3,664万9,667円となり、前年度から2億1,579万円余りの増額となっています。以上で、議認第12号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、議認第13号から議認第17号までの5つの特別会計決算について説明いたします。資料ナンバー5特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計です。まず、歳入です。1款、寄宿舎事業収入の収入済額234万円余りは、寄宿舎の部屋使用料です。2款、繰入金は、一般会計からの繰入で803万円余り。3款、諸収入の82万円余りは、部屋の光熱水費などの使用料です。歳入合計は、1,119万9,801円で、前年度より329万円余りの増となっています。

次に、10ページ、11ページをお開き下さい。歳出です。1款1項1目、寄宿舎事業費の一般管理費が268万円余り、2目、施設管理費が590万円余り、3目、寮生の給食費が260万円余りとなっています。歳出合計は、歳入合計と同額の1,119万9,801円です。

次に、14ページ、15ページをお開き下さい。国民健康保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、国民健康保険税の収入済額は、3億2,257万円余りで、前年度より930万円余りの減となります。また、調定額に対する収入率は、94.9%です。不納欠損額は、15名分の95万円余りを処理し、保険税の収入未済額は、1,623万円余りとなっています。そうしまして、歳入合計は、20億8,298万2,640円で、前年度より5,110万円余りの減となっています。

次に16ページ、17ページをお開き下さい。歳出です。歳出は、2款の保険給付費、14億8,761万円余りが主なものでございます。歳出合計は、20億6,748万2,133円で、前年度より336万円余りの増となっています。

次に40ページ、41ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、保険料の収入済額は、3億9,892万円余りで前年度より1,590万円余りの減となり、調定に対する収入率は96.4%です。また、不納欠損額は159万円余りで、収入未済額が、1,315万円余りとなっております。10款、繰入金は、4億1,855万円余りでそのほとんどが一般会計からの繰入れですが、当該年度は基金繰入金として、介護給付費準備基金から1,000万円を繰入れしています。歳入合計は、26億5,157万4,461円で、前年度より1,719万円余りの増です。

次に42ページ、43ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款の保険給付費24億8,434万円余りです。前年度より4,090万円余りの増となっています。

次に78ページ、79ページをお開き下さい。介護保険サービス事業特別会計です。まず歳入です。1款、サービス収入は、利用者201名のケアプラン作成にかかる収入1,005万円余りです。2款、繰入金は、一般会計からの繰入で309万円余り、歳入合計は1,314万6,092円で、前年度より535万円余りの減となります。

次に80ページ、81ページをお開き下さい。歳出です。1款、総務費の支出済額は540万円余りで、そのほとんどが人件費です。2款、事業費は、ケアプランの外部委託等の経費773万円余りです。歳出合計は、歳入合計と同額の1,314万6,092円です。

次に92ページ、93ページをお開き下さい。後期高齢者医療保険事業特別会計です。まず歳入です。1款、後期高齢者医療保険料の収入済額は、1億5,701万円余りです。3款、繰入金の8,653万円余りは、一般会計からの繰入れです。そうしまして歳入合計は、2億5,110万5,212円で、前年度より1,881万円余りの増となります。

最後に、94ページ、95ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、2億3,958万円余りです。歳出合計は、2億4,238万9,312円で、前年度より1,744万円余りの増となっています。以上で、議認第12号から議認第17号、令和2年度一般会計(歳入歳出)決算及び特別会計(歳入歳出)決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い致します。

○議長(菊地幸雄君) 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員(赤穂英一君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員(赤穂英一君) ご報告申し上げます。資料番号8番、ピンクの仕切紙の次にございます、令和2年度、内子町一般会計・特別会計決算審査意見書の28ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。地方自治法第233条に基づく、令和2年度における一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、森永監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、各課等から提出された決算資料を中心に、関係書類の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、令和2年度の財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施致しました。その結果、各会計の決算書及び関係調書等は、予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないもの

と認めました。評価できる事項も沢山ございましたが、一方で、引き続き留意いただきたい事項もございました。具体的な意見は、次のとおりです。まず、1番、一般会計予算額に対する不用額等についてです。不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、見方によっては、無駄な予算執行と言われる予算の使い切りを行っていないことでもあります。大切なことは、不用額発生の原因であります。良い不用額の発生事例としては、事業の効率的な執行の節約、競争原理を生かした入札による残金、予見し難いため万一に備え余裕を持たせた予算等が挙げられます。今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事例も多く見受けられました。また、助成金については、ほとんどの場合、活動実態を的確に反映して必要な見直しを行っており、全体的には評価できますが、一部、見直しが不十分なものも見受けられました。一方、良くない事例としては、予算編成時の調査・検証不足による過大見積もり、予算執行上の管理不足など、多様な理由が挙げられますが、今回の決算審査では、このような事例は見受けられませんでした。引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは、将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に努めていただきたいと思います。

次に、2番、一般会計委託料及び工事請負費についてであります。競争性、透明性、経済性の確保については、驚くほど多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることでもあります。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」で、地方自治法第2条の精神と趣旨、つまり、「最小の経費で最大の効果を挙げる」がいかにか生かされているかであります。今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、更には地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、29ページをご覧ください。全体的には適正な予算執行が行われていたましたが、一部に複数年にわたり改善の必要があると認められる不適切な会計処理の事案がございました。厳正な指導の下、改善措置を講じるよう指摘いたしました。なお、本件につきましては、指摘を受けた理事者側において現在調査中であり、これ以上詳細のコメントは控えさせていただきます。また、入札が不調となり、必要な手続きを経て随意契約に至った事例も見受けられましたが、一連の契約手続きは、法令に基づき適正に施行されていきました。加えて、三業者以上の見積もりによる随意契約については、指名競争入札に改善した事例も見受けられました。多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。2番の留意事項についてであります。不正に繋がりやすい随意契約、あるいは複数年契約となる長期継続契約については、法的根拠が重要です。執行伺い決裁書類には、根拠となる条項、理由の記載漏れがないよう留意願います。今回の決算審査では、根拠となる条項及びその理由がほとんどの事案で確実に記載されていましたが、一部、記載不十分のものもあり、引き続き、徹底お願い致します。また、少額随意契約においては、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせないよう、引き続き、複数業者による見積合せを行い広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。特に、地方自治法第234条をはじめとする契約等に関する各種法令の遵守と管理者による事務管理を徹底願います。3番の工事の現地監査については、多くの工事から抽出した工

事について、内子町監査基準による工事監査の着眼点を参考に書類監査と現地監査を実施しました。着眼点は、記載しておる3点でございます。書類監査と現地監査の結果それぞれの工事ともに適正に執行されていまして、特に変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、求められている環境対策など、十分な準備調査を行い、当初設計に確実に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。また、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のとおり成果・効果が出ているかという観点からも厳正な検査を行うよう留意願います。

30ページをご覧ください。3番の滞納についてであります。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次の滞納額の推移のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しており、令和2年度は、対前年度比で622万7,000円の減少となっております。これは、厳しい経済と高齢化の状況下で、職員の皆様方が長期にわたり、日々頑張られた成果であると思います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携によるものでもあり、高く評価できます。徴収事務は、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものです。滞納については、今後とも、法令に基づき、初期対応に積極的に取り組み、現年分の徴収が収入未済とならないよう努めるとともに、過年分を含め、その解消に一層努力していただきたいと思います。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免や納税猶予措置は、適正に対処されていまして、町税の徴収率は、次の「町税の徴収率の推移」のとおりで、令和2年度は徴収率98.21%となっております。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できます。今後、ウィズコロナ、アフターコロナの対策として、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

31ページをご覧ください。一方、全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、「内子町債権管理対策会議」に諮り、事案によっては専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応をしていただきたいと思います。次に、4番、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルス感染症に関連する広報・周知、感染防止対策、経済対策、各種手続きのサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、概ね適正・迅速な対応がされていまして、今後も引き続き、必要な情報収集を行い、実態把握に努め、効果に繋がる的確な対応をしていただきたいと思います。次に、5番、資金運用についてです。資金の運用については、今後とも、関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なことは、「その時に、最も効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことであります。地方自治体は、もうけ主義ではなく、安全確実な運用が重要です。次に、6番、情報化、ICT化対応についてです。社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の導入や更なる情報化、ICT化が進展している中、重要なことは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかです。令和2年度は、財務監査の意見でも申し上げましたとおり、情報セキュリティの体験型訓練として、新たに疑似的な標的型メールを全職員に送付してその対応を確認し、注意喚起を徹底したほか、新型コロナウイルス

ス感染症対策としてeラーニング研修を導入するなど、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされており、高く評価できます。引き続き、内部監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいたきたいと思います。

32ページをご覧ください。加えて、税・社会保障・災害対策の3分野で活用するためのマイナンバー制度について、国民健康保険証としての活用も進められているマイナンバーカードの交付率向上策に、一層、取り組んでいただきたいと思います。次に、7番、時間外勤務手当、有給休暇、公用車管理、事務処理についてです。1点目として、一部の部署の一部の職員において時間外勤務の慢性化が、複数の部署の一部の職員において有給休暇がほとんど取得できていない事象が確認されました。原因を分析・検証し、改善策に取り組まれているところではありますが、引き続き、「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」の遵守、特定の職員に過重な負担とならないよう必要に応じ、担当者相互の事務支援や事務分担の見直し、職員が一人で悩むことがないような風通しの良い職場環境の醸成に努めていただきたいと思います。組織にとって職員は、大切な財産であり、職員の健康管理は管理者の重要な責務でもあります。2点目として、今回の審査においても職員の不注意による公用車の損傷案件が散見されました。先の令和3年度の消防車両の損傷案件の報告もございましたが、新たに公用車ごとの管理台帳を整備し、既に、職員への注意喚起はなされていますが、物品の調達費や修繕費の財源は税金であることを常に認識の上、職員への注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。加えて、運転用務に応じた適切な運転手の配置にも留意願います。3点目として、各種事務の処理に当たっては、事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を徹底願います。不適切事例が発生するとその処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことにも繋がります。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただくとともに、適正な事務処理等の確保を図るため、現状では努力義務となっている内部統制、これは内部牽制、及び内部監査の充実のことではありますが、導入を検討していただきたいと思います。最後に内子町の財政は、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおり、健全財政であります。しかしながら、令和3年度以降についても地方交付税をはじめとする財源の大幅な増加は見込めず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で自主財源である町税等の増加は見通せないことから、財源確保のため基金繰り入れを予算化しなければならない状況であり、従来どおりの予算規模の維持は年々難しくなってきています。今後も、過疎化と人口減少、少子・高齢化の進行に加え、地球温暖化に伴い多発する自然災害・予想される地震への対策、新型コロナウイルス感染症への各種対応など、厳しい地域の現状が続くと思われますが、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用、必要不可欠な事業の選択、適時適切な予算配分と実施に努めていただきたいと思います。特に、補助金確保に熱意をもって取り組まれてきた町幹部及び担当部署の職員の皆さんのご努力には並々ならぬものがあり、引き続き、期待したいと思います。内子町の更なる進展を望み、決算審査報告といたします。

○議長（菊地幸雄君） 議認第12号から議認第17号までの令和2年度 各会計歳入歳出決算認定についての説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。議認第12号から議認第17号までの決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議認第12号から議認第17号の決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

午前中の議事はここまでとし、休憩します。午後1時10分から再開します。

午後 0時 1分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第17 議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第18 議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第17 議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第18 議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第42号、令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について、議認第18号、令和2年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、議案第42号、令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について、議認第18号、令和2年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第42号でございます。資料1議案の20ページをお願いします。よろしいでしょうか。令和2年度内子町水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の21ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金5,187万6,334円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立

金に4, 187万6, 334円。欠損金を埋める目的の利益積立金に1, 000万円を積み立てまして、処分するものでございます。

続きまして、議認第18号、令和2年度内子町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。資料6、内子町公営企業会計決算書の2ページをお願い致します。よろしいでしょうか。まず、収益的収入でございます。1款の事業収益が、4億5, 206万1, 232円となっております。内訳として、1項の営業収益は、2億7, 832万7, 906円で給水収益等でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1億7, 373万3, 326円となっております。

次3ページの支出でございますが、2款の水道事業費用におきましては、3億8, 176万2, 179円となっております。内訳として1項の営業費用におきましては、3億4, 223万985円で、2項の営業外費用は3, 953万1, 194円でございます。

続いて、4ページをお願い致します。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、3款資本的収入におきまして、総額で4億7, 555万8, 391円でございます。

続きまして、5ページをお願いします。支出でございます。4款、資本的支出総額5億9, 753万5, 433円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億2, 197万7, 042円につきまして、過年度分、損益勘定留保資金、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。詳細につきましては、6ページに記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億5, 305万7, 318円でございます。次に営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億3, 217万1, 685円でございます。営業収益から営業費用を差し引きしました営業損失は、7, 911万4, 367円となっております。続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で、1億7, 059万4, 953円でございます。営業外費用が3, 960万4, 252円となっており、このことによります経常利益は、5, 187万6, 334円となっており、当年度純利益は同じく5, 187万6, 334円でございます。したがって、令和2年度、未処分利益剰余金は、5, 187万6, 334円となります。この剰余金処分につきましては、議案第42号でご説明いたしましたけれども、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町水道事業貸借対照表を記載しており16ページには、キャッシュ・フロー計算書を。17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。以上、簡単でございますが、議案第42号、令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第18号、令和2年度内子町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定・ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。資料番号8番、ブルーの仕切紙の次にございます。

令和2年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。地方公営企業法第30条に基づく、令和2年度内子町公営企業会計決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、森永監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、担当部署から提出された決算報告書等の審査、関係職員からの聴取、さらに財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、実施しました。

その結果、4番、審査の結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

14ページをご覧ください。水道事業についての意見を申し上げます。まず、1番、経営状況についてです。平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業と統合して、5年目の経営状況であり、その状況を示す損益計算書では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は5,187万6,334円、当年度末処分利益剰余金は5,187万6,334円となっており、良好でございます。次に、2番、財政状態についてです。財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおり、良好です。固定資産対長期資本比率は、事業の固定的・長期安定性を見る指標ですが、100%以下が望ましく、90.97%となっています。流動比率は、1年以内に返済すべき流動負債を、どの程度返済可能かを見る指標ですが、最低でも100%以上が必要で327.58%となっています。自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を見る指標ですが、比率は高いほど良く、64.16%となっています。負債比率は、企業の健全性を見る指標ですが、100%以下が望ましく、55.85%となっています。次に、3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについてです。資本的収入額が資本的支出額に対して1億2,197万7,042円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金6,467万265円、減債積立金4,213万5,222円、当年度消費税等資本的収支調整額1,517万1,555円で適正に補てん処理が行われていました。続いて、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてです。工事請負、委託業務の契約に当たっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。特に変更契約については、引き続き、事前に目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認、関連する事業との調整を適切に行うなど、十分な調査と準備により、適正な執行に努めていただきたいと思います。

次に、5番、資金運用についてですが、資金の運用については、歳計現金のこまめな定期預金運用、近年、長期債券（外国債等）による積極的運用を行っています。先ほどの一般会計・特別会計決算審査意見の繰り返しになりますが、今後とも、関係部署との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なのは、「その時に、最も効率

的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことであります。

最後に、今後の経営についてです。人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想される中、簡易水道事業との統合で、施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金等、多くの課題が考えられます。特に、近年、有収率の低下が懸念される中、令和2年度は、有収率が77.26%と前年度に比べ2.50%改善しているものの、類似団体全国平均に比べるとまだ低調です。送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行っていますが、更なる効果的な取組が必要です。令和2年3月末に完了した耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心で安全な水道水の安定供給に、一層努められることを願い、水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（菊地幸雄君） 議案第42号及び議認第18号の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します

それでは、お諮りします。議案第42号及び議認第18号の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号及び議認第18号の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第20 議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第20 議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第43号、令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について、議認第19号、令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、議案第43号、令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について。議認第19号、令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。まず、議案第43号でございます。

資料1議案の23ページをお願いします。よろしいでしょうか。令和2年度内子町下水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次の24ページをお願いします。処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金77万6,582円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に77万6,582円を積み立てするものでございます。

次に議認第19号、令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定についてご説明致します。資料6、内子町公営企業会計決算書の内子町下水道事業会計決算書の2ページをお願いします。よろしいでしょうか。まず収益的収入でございます。1款の事業収益が、2億8,011万9,755円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は、8,012万4,174円で下水道使用料などでございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、国庫補助金等で、1億9,999万5,581円となっております。

次の3ページの支出でございますが、2款の下水道事業費用が、2億8,359万3,173円となっております。内訳として1項の営業費用は、2億5,872万8,646円で、主なものは、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は2,484万5,321円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、3款資本的収入は、総額で8,157万7,400円でございます。

続きまして、5ページの支出でございます。4款資本的支出総額は、1億4,024万6,452円となっており、主なものは、第2項の企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,866万9,052円につきまして、過年度分、損益勘定留保資金等で補填しております。詳細につきましては6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,284万8,191円でございます。次に営業費用でございますが、管渠費からその他の営業費用まで合計で2億4,875万555円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、1億7,590万2,364円となっております。続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で、1億9,964万7,820円でございます。営業外費用が2,720万1,396円となっており、このことによります経常損失は、345万5,940円となっております。これに特別損失を考慮しまして、当年度純損失は347万3,418円となっておりますが、前年度繰越利益剰余金が425万円あり、従いまして、令和2年度、未処分利益剰余金は77万6,582円となります。この剰余金処分につきましては、議案第43号でご説明いたしましたように、内子町下水道事業

の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町下水道事業、貸借対照表、16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。以上、簡単ですが、議案第43号、令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第19号、令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。資料番号8番、ブルーの仕切紙の次にあります、令和2年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。先ほど申し上げました、水道事業と同様です。

4番の審査の結果であります。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

続いて28ページをご覧ください。下水道事業についての意見を申し上げます。1番、経営状況についてです。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して、地方公営企業に移行し、経営状況の明確化・適切な施設管理など、効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っています。移行4年目の経営状況は、損益計算書で見ると、下水道事業の経常損失は35万5,940円、当年度末処分利益剰余金は77万6,582円となっています。また、維持管理費の経費回収率は、65.44%と必要とされる100%に比べ、大幅に低調な状況です。参考として、平成31年度は79.37%でした。次に、2番、財政状態についてです。財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおり、厳しい項目もあり、一般会計からの多額の繰り入れで賄っている状況です。固定資産対長期資本比率は、102.19%となっています。流動比率は、40.59%となっています。自己資本構成比率は、73.36%となっています。負債比率は、36.31%となっています。次に、3番、資本金収入及び支出における不足額の取扱いについてです。資本金収入額が資本金支出額に対して5,866万9,052円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金3,726万2,113円、当年度分損益勘定留保資金2,140万6,939円で適正に補てん処理が行われていました。次に、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてです。工事請負、委託業務の契約に当たっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。最後に、5番、今後の経営についてであります。下水道事業は、これまで、病院や大型商業施設の誘致など多大な貢

献をしてまいりました。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想される中、86.5%にとどまっている水洗化率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策・耐震化対策、汚水処理費の低減化、使用料金の適正化等、多くの課題が考えられます。

29ページ、特に、維持管理費の経費回収率は、近年、極めて低調な状況に転じており、下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため、改善の検討が必要です。令和2年3月末に完了した内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果及び令和3年3月末に完了した内子町公共下水道内子町浄化センター他再構築基本計画を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努められることを願い、下水道事業の決算審査報告といたします。

○議長（菊地幸雄君） 議案第43号及び議認第19号の説明と報告が終わりました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。議案第43号及び議認第19号の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議認第19号の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第44号 内子町学校教育施設整備基金条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第21 議案第44号 内子町学校教育施設整備基金条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第44号、内子町学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、内子町が設置する学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金の設置等について条例を制定するものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案第44号、内子町学校教育施設整備基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書1の26ページをお開きください。提案の理由でございますが、学校施設について、経年劣化等の修繕を含め、計画的に整備を実施しておりますが、将来の事業に充てる財源を基金として積み立てておき、後年度に実施する学校施設整備に要

する経費の財源に充てることを目的とした、基金の設置等について、条例を制定するものでございます。

27ページをお開きください。条例（案）ですけれども、まず、第1条では、内子町の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、内子町学校教育施設整備基金を設置するとして、設置及びその目的を規定してございます。次に第2条では、基金の積み立てについて、一般会計歳入歳出予算に計上することを定め、第3条では、預金など最も確実かつ有利な方法において管理することなど、その管理・運用について規定いたしております。また、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰替運用について定めておりますのでお目通しいただけたらと思います。そして、第6条では、処分として、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができることと規定いたしております。また、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。以上、「議案第44号 内子町学校教育施設整備基金条例の制定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第44号 内子町学校教育施設整備基金条例の制定について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第45号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第22 議案第45号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第45号、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置を引き続き実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議案第45号、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1の28ページをお願い致します。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

29ページが内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の条文となっております。

次に、議案説明資料11の2ページが今回改正の内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。条例の改正概要につきまして、その内容を説明させていただきます。過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、内子町過疎地域における固定資産税の特別措置を引き続き実施するため、条例の一部を改正するものです。新旧対照表の第1条中、「過疎地域自立促進特別措置法」が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改正され、特例の対象事業に「情報サービス業等」が追加され、対象の設備投資を「設備を新設し、又は増設」が「設備の取得等」に拡充されるものです。第2条の課税免除の対象について、第45条第2項の表の第1号の規定により、「取得価格の合計が2,700万円を超えるもの」が「取得価格の合計が500万円を超えるもの。製造業又は旅館業については、資本金の額が5,000万円を超える法人の場合1,000万円とし、資本金の額が1億円を超える法人の場合は2,000万円と取得価格要件の引き下げの改正となっております。以上で、議案第45号「内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 一点質問を致します。法律改正に伴い、条例も改正する必要があるということですが、廃止になった法律に基づく町にとっては減額分、これは補てんがあったと理解しておるんですがそうなのでしょうか。また、新しい法律の元での町の固定資産税の減額分の補てんはあるのでしょうか。質問をしたいと思います。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） 先ほどのご質問ですが、この減免をした場合は交付税の関係で措置されるようになっております。それには県のヒアリングを受けて、そのヒアリングの結果により許可を得るということで交付税の方に算定されるということになっております。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第45号 内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する 条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第23 議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第46号、内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例につきましては、当センターの指定管理者制度導入に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） それでは、議案第46号「内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

内子町障害者地域活動支援センターかいとは、平成17年10月に内子町障害者小規模授産施設として設置され、平成24年4月から内子町障害者地域活動支援センターと名称変更しています。かいとでは、地域で生活する障がい者の日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動などを行っており、障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を進めています。

議案書1の30ページをご覧ください。提案の理由でございますが、内子町障害者地域活動支援センターの業務について、地方自治法第244条の2に規定される公の施設の指定管理者を公募するため、内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案説明資料11の3ページをご覧ください。第1条では、障害者の「害」の漢字をひらがな表記とするものでございます。第4条では、運営委員会と第三者委員会を設置する条文でありますけれども、指定管理者を指定した場合はこれを除外する規定を追加し、第2項において、指定管理者を指定した場合の業務の取り扱いについて定めるよう追加するものです。第5条では、施設の運営管理について、指定管理者にこれを行わせることができる。という条文に改正します。第6条を新たに追加し、これまでの第6条を第7条に、第7条を第8条とします。新たに追加した第6条では、町長、または指定管理者が行う業務の内容を明記致します。新しくなった第7条におきましては、障害者の「害」の字をひらがな表記に改める改正でございます。第8条では、「もののほか」の次に「指定管理者の指定等」を加え、指定管理者の指定について規則等に委任できるように致します。

次のページ、附則において、施行期日を「令和3年9月30日」としております。指定管理に向けては、本議会で条例改正を可決承認いただければ、10月に公募を行い、11月に選定委員会において選定し、12月議会において指定の議決をいただいた上で、来年4月からの指定管理者による管理運営を行っていただく予定としております。以上、内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） 指定管理者に移行しなければならなかった理由をちょっと説明願います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 今まで内子町障がい者地域活動支援センターかいとにつきましては、町直営という形で運営をしております。県内で地方自治体がこういった地域活動支援センターを運営している自治体は内子町ともうひとつの2カ所だけとなっております。行政の効率化とか利用者のきめ細やかなサービスを提供するために専門的な知識を有した事業者を選んで運営を行っていただきたいということで、指定管理の制度を取り入れるように予定をしております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 関連の質問をしたいと思います。今の答弁の中にこういう施設、性格に見合った団体の運営をとという説明があったように思うんですが、想定される指定管理者として団体、法人というのは、どういうものが該当すると考えられますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） こういった障がい者施設を運営しております社会福祉法人等が想定をされるというふうに考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） この条例が可決すれば早速10月から募集をするということなんですけど、利用者さんはこのあたらしく経営体が変わる、指定管理者になることによって影響が最小限になるようにそういった取り計らいとかそういったものはどの様に考えておられるのか。例えば職員さんが全員変わってしまうと、非常に混乱するということがあるんじゃないかなと推測するんですけどそういった職員さんを一部残すとか例えばですけど、そのようなことで考えられていることがあれば教えていただけますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 職員につきましては、町直営ではなくなるということで町職員は運営には関わらなくなってまいります。ただ、それ以外の職員、指導員とかそういった職員につきましては引き続き運営に携わっていただくよう、次の指定管理者に要望してまいりたいというふうには考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 先ほど指定管理者になるべき資格ということでございますけれども、その資格をもたれた法人が町内には何カ所くらいございますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 想定している指定管理者の事業所というのが社会福祉法人等ということなんですけど、障がい施設を運営している社会福祉法人は町内にはないというふうに考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第46号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 議案第47号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第24 議案第47号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第47号、内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、内子町立立川幼稚園の閉園に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案書1の32ページ、議案第47号、内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。提案理由は、内子町立立川幼稚園が、令和3年度末に閉園するのに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案については、議案書1の32ページから33ページ、説明資料は、議案説明資料11の5ページに新旧対照表を掲載しております。議案説明資料11の新旧対照表でご説明させていただきます。本条例の改正は、提案理由のとおり、内子町立立川幼稚園の閉園に伴うものでございまして、第1条（設置）の表の「内子町立立川幼稚園」の項を削るものでございます。また、付則において、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第47号、内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 立川幼稚園が閉園するということなんですけど、地域の方々、並びに幼稚園に通わされていた保護者との協議はスムーズにいったのかどうか、それだけ聞かせていただけたらと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 令和2年度におきまして話し合いをもっております。3回ほど協議の場をもちますが、最終的には皆さん合意いただいたということで理解しております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第47号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第48号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第25 議案第48号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第48号、内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例につきましては、内子町立立川幼稚園の閉園に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案書1の34ページ、議案第48号、内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。提案理由は、内子町立立川幼稚園が、令和3年度末に閉園するのに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正条例案については、議案書1の34ページから35ページ、説明資料は、議案説明資料11の6ページに新旧対照表を掲載しております。議案説明資料11の新旧対照表でご説明させていただきます。本条例の改正は、提案理由のとおり、内子町立立川幼稚園の閉園に伴うものでございまして、別表3（第3条関係）の幼稚園長の項中の人数、「3人」を「2人」に改め、備考欄の「立川幼稚園」を削るものでございます。また、付則において、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第48号、内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議案第48号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についての採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午後2時25分から再開します。

午後 2時11分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第26 議案第49号 内子町地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第26 議案第49号 内子町地区集会所の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第49号、内子町地区集会所の指定管理者の指定についてから、議案第53号、内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定についてまでの5件の指定管理者の指定に関する案件につきましては、8月18日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。いずれの施設も利用が地域住民に限定され、地域住民等の団体が管理している施設、また施設の性格上、特定団体が利用する施設で非公募とした施設でございます。議案第49号 内子町地区集会所の指定管理者の指定につきましては、その内容を総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第49号、内子町地区集会所の指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。議案書1の36ページをご覧ください。まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称、及び位置でございますが、次のページ、37ページから40ページに記載をさせていただいております、103の集会所でございます。2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称は、同じく37ページから40ページのとおり行政区及び班などでございます。3つ目に、指定の期間でございますが、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間でございます。これらの施設は、この後ご説明申し上げます、護国コミュニティセンター及び農村交流施設を含め、いずれも地域の集いや憩い、また、住民の皆様同士の絆を深め、生きがいづくりを行う拠点施設として、適切で円滑な管理・使用を行うため、日常的な施設の管理、使用

の決定などを委任することにより、コミュニティの向上、集会の利便性に寄与しており、指定管理者となっていていただいております、行政区や班の構成員であります、地元の住民の皆様には積極的に維持管理や運営などにご協力・ご尽力をいただいております、大変感謝しているところでございます。以上、議案第49号、内子町地区集会所の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 今回103の集会所の施設の指定管理を決定するということですが、指定管理、今までも指定管理として各区なり、班が管理をされてきて、その都度、町の方に各施設の報告書は上がってきておる、それを踏まえての今後5年間の指定管理であろうというふうに考えるわけですが特に昨年からのコロナ禍の中では各地域、集会所あたりでの住民の会あたりも十分に実施できないというのが現状であろうと思います。また、各集会所を利用しよった地域住民の構成も大変変わって変化をしてきておるように考えるわけです。ですので、この103の集会所が今後も地域にとって必要なものなのかどうか。指定管理をゆだねる必要があるのかどうか、そこらはすべての集会所を把握しておりませんので、分かりませんが年間通じて利用がほとんどないという集会所もできてきておるのではなかろうかなというふうに感じるわけでございます。そこらはどういうふうに把握をされておるのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これらの集会所につきましては、毎年指定管理の終了ごとに報告書というのをいただいて、こちらとしてはその状況を見させていただいて把握はさせていただいております。たしかに議員さんご指摘のとおり特に令和2年度におきましては、例年に比べ新型コロナウイルスの感染の拡大ということで使用回数、人数ともに減っているところが非常に多く見受けられます。と申しますのは全く使用がないとか現在のところ指定管理者を返上したいというご意見は私どもの方には届いてございません。もし、そういったことが今後あるようでしたら、今後ますます過疎化ですとか高齢化が進むことは間違いございませんので、そういったご意見をいただきました時には、その問題点というのを地元の方と一緒に協議させていただいてどのようにしていくのが一番いいのか地元にとってもいいのかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、議案第49号、内子町地区集会所の指定管理者の指定についての採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第50号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第27 議案第50号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第50号、護国コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましては、その内容を総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、私の方から、議案第50号、護国コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

議案書1の41ページをお開きください。それから、議案説明資料は11の7ページでございます。まず、議案書1の41ページの一つ目、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございます。名称につきましては、護国コミュニティセンター。所在地につきましては、内子町城廻92番地1でございます。2つ目の指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、住所が内子町城廻92番地1。名称は、護国区でございます。3つ目の指定の期間につきましては、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間でございます。本施設につきましても、地域の集いや憩い、また、住民どうしの絆を深め生きがいづくりを行う拠点施設として、適切で円滑な管理・使用を行うため、日常的な施設の管理、使用の決定などを委任することにより、コミュニティの向上、集会の利便性に寄与しており、住民の皆様の積極的な維持管理や運営などへの協力・ご尽力をいただいているところでございます。議案説明資料11の7ページに位置図を掲載させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。以上、議案第50号、「護国コミュニティセンターの指定管理者の指定」につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第50号 護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第51号 内子町農村交流施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第28 議案第51号流施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第51号 内子町農村交流施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第51号、内子町農村交流施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

議案書1の42ページをお開きください。議案説明資料は11の7ページでございます。まず、議案書1の42ページの一つ目、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地につきましては、内子町上川交流施設、内子町上川2875番地。それから内子町立石交流施設、内子町立石1862番地でございます。2つ目に 指定管理者に指定する団体の名称は、内子町上川交流施設は上川上区、内子町立石交流施設は立石区上組班でございます。3つ目に指定の期間でございますが、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間でございます。本施設につきましても、地域の集いや憩い、また、住民同士の絆を深め生きがいを創り出す拠点施設として、適切で円滑な管理・使用を行うため、日常的な施設の管理、使用の決定などを委任することにより、コミュニティの向上、集会の利便性に寄与しており、住民の皆様の積極的な維持管理や運営などへの協力・ご尽力をいただいているところでございます。議案説明資料11の7ページに位置図を掲載させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。以上、議案第51号、「内子町農村交流施設の指定管理者の指定」につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第51号 内子町農村交流施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第52号 内子町農村公園の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第29 議案第52号 内子町農村公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第52号、内子町農村公園の指定管理者の指定につきましては、その内容を農林振興課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 議案書1の43ページをお願いします。タブレットにも送信しました。議案第52号、内子町農村公園の指定管理者の指定については、新しく指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、非公募により8月18日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容につきましては、1番、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地については、3施設ございます。1つ目、名称は内子町下立山農村公園、所在地は内子町立山4117番地。2つ目、内子町長前農村公園、所在地は、内子町村前559番地。3つ目、内子町長田農村公園、所在地は内子町五百木3473番地でございます。2番、指定管理者に指定する団体の名称でございますが、内子町下立山農村公園につきましては、下立山区。内子町長前農村公園につきましては、長前組。内子町長田農村公園については、長田自治会。3番、指定の期間でございますが、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間でございます。議案説明資料11の8ページに指定管理施設の位置図を載せていますのでご確認いただきたいと思います。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第52号 内子町農村公園の指定管理者の指定について」の採決を行います。
本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第53号 内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第30 議案第53号 内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第53号、内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を農林振興課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 議案書1の44ページをお願いします。議案第53号、内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定については、新しく指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、非公募により8月18日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容につきましては、1番、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地については、名称が内子町たばこ共同育苗施設、所在地が内子町五百木1032番地でございます。2番、指定管理者に指定する団体の住所及び名称については、住所が香川県高松市西内町7番23号、名称が内子町葉たばこ生産組合でございます。3番、指定の期間につきましては、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間となっております。議案説明資料11の8ページに指定管理施設の位置図を載せていますのでご覧いただきたいと思います。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 葉たばこ施設なんですけど、あそこのいくつもハウスの棟があると思うんですけど、全部の棟をたばこ組合の方が管理されるという、指定管理を受けるということでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） いくつか利用されておる団体はございますが、まとめて、たばこ耕作組合が受けることになります。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私の思っている場所と違ったらあれなんですけど、稲の育苗している場所とは違うんですか。もし同じであれば香川県の住所になっているんですけどその辺管理上、問題になったこととかないのかとかその辺を。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 香川県ということですが平成25年10月1日にたばこ耕作組合の組織の再編により香川県高松市に事務所が移転しております。実質的な使用者は内子町たばこ生産組合が行っております。稲の販売につきましてはJAに委託をしております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第53号 内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第54号 内子町道路線の変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第31 議案第54号 内子町道路線の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第54号、内子町道路線の変更につきましては、町道田ノ口団地横2号線について、宅地化の進行に伴い、当路線の町道延長の認定申請があったことから、終点に変更が生じるため路線を変更するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、議案第54号、内子町道路線の変更についてご説明させていただきます。資料1議案書の45ページをお願い致します。よろしいでしょうか。今回、変更認定を提出させて頂きました路線は、五十崎田ノ口地区の路線番号604町道田ノ口団地横2号線でございます。本線につきましては、付近一帯の宅地化に伴い、平成20年9月に町道認定されておりますけれども、その後の宅地化の進行に伴いまして、本路線の延長認定申請並びに道路部分用地の寄付受納申請がございましたので、現地の確認など調査を行いました結果、町道認定要綱並びに町道認定要領に適合しておりましたので、路線を延長し、終点の変更を致したく、道路法第10条第3項の規定により、変更認定について、議会の議決を求めるものでございます。変更内容と致しましては、議案書の中ほどに路線変更表のとおり、路線延長84.09mを57.08m延長し、141.17mとするとともに、路線延長に伴う終点地番を平岡甲1028番5地先から、平岡甲1030番2地先に変更するものでございます。

続きまして、資料11議案説明資料の9ページをお願いします。位置図でございます。位置は町営住宅、田ノ口団地横の赤く塗りつぶしている箇所でございます。また、拡大図の黄色部分が既に認定済みの区間で、接続する朱色部分が今回延長する部分となります。以上簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第54号 内子町道路線の変更について」の採決をおこないます。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第32 議案第55号 第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る
工事請負契約について**

○議長（菊地幸雄君） 「日程第32 議案第55号 第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第55号、第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約につきましては、8月10日に見積を徴取し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、議案第55号、第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案書46ページをご覧ください。まず契約の目的でございますが第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負で、契約の方法は、随意契約でございます。クリーンセンターの補修に関しましては、当施設の設計・施工業者である荏原環境プラント株式会社の専門的知識、技術力を必要とすることから「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」の規定を適用し、随意契約とするものでございます。契約金額は、6,160万円。設計金額に対する見積額は、率にして99.15%です。契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社西日本支店支店長、塩原利康でございます。工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から、令和4年3月25日までの予定でございます。

続きまして、工事個所の概要について説明させていただきます。説明資料11の10ページをご覧ください。この図は、施設全体の流れを示したフローシート上に、今回の補修の箇所を色付けしたものでございます。今回の工事箇所は、左下でございますが、7件の工事でございます。上から順にご説明申し上げます。①、図の中央辺りに朱色で示しております。燃烧装置ストーカ部品取替工事。またそのすぐその下でございますが、②は薄いオレンジで示しております、炉下シュートダンパ取替工事です。こちらは、それぞれストーカの車輪の摩耗やシュートダンパの内部の腐食の進行により、部品を取り替えるものでございます。③は、中央部右下に水色で示しております、ダスト処理装置整備工事です。こちらは焼却残渣や飛灰を適正に排出するための装置で、昨年度、混練機の故障が発生した際に、内部の損傷や摩耗等が確認されたため、その部品を取り換えるものです。この他に、④図の右側にくすんだ水色で示しております、排ガスダクト整備工事。こちらは、点検清掃用の点検口とそれに伴う歩廊の設置を行うものです。また、④の間にあります、くすんだ緑の部分、⑤は、排ガスを送るための誘引送風機バイパスダンパ電空ポジションの取替工事です。⑥は、図の左側・上寄りに緑で示しておりますが、高圧機器更新工事です。高圧機器は、電気事故防止のため、毎年、順次更新しておりますが、今年度は、高圧真空電磁遮断器

等の更新を行う予定です。⑦は、その下にグレーで示しております中央監視盤他シーケンサ他取替工事です。こちらは、運転プログラムを管理・統制する中央監視盤の操作タッチパネルおよびシーケンサの更新を行うものです。なお、次ページになりますが、11ページをご覧ください。こちらは、断面配置図を記載しております。先ほどのフロー図とは左右が逆になっておりますが、建物の奥、東南側からみた断面図となっております。実際の修繕箇所をフローシート上と同じ配色で示しておりますので、お目通しを頂ければと存じます。以上、工事概要の説明とさせていただきます。焼却炉につきましては、定期的な修繕が必要となっております。安全で円滑な運転を行うため、工事請負契約をおこなうものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第55号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第55号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33 議案第56号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第33 議案第56号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第56号、内子町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を受け、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 議案第56号、内子町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書1の47ページをお開きください。本案は、内子町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることにつき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に資料9をお手元をお願いいたします。こちらが計画書でございます。本計画につきましては、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の特別措置等を定めた、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成等を図るための計画でございます。計画期間を令和3年度から7年度までの5か年間とし、前計画の内容を継承しながらも、人材の確保や情報化、集落の整備、再生可能エネルギーなど新たに追加された項目も含め、12の分野についてハード、ソフト両面の事業を盛り込んでおります。本計画の策定にあたりましては、愛媛県とも協議を行い、最終確認での承認をいただいております。計画の内容につきましては、1ページから内子町の過疎の概況を13ページにわたり、人口や産業、行財政の推移などから分析するとともに、持続的発展の基本方針を総合計画とリンクさせて記載いたしております。また、14ページ以降では、12の分野ごとに、現況と問題点を明らかにする中で、課題を解決し持続的な発展を図るための対策を具体的事業を示しながら記載いたしております。その詳細の内容につきましては、8月20日開催の全員協議会においてご説明させていただいたとおりでございます。お目通しいただきますようお願いいたします。今後、本計画を元に、内子町における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、一層の取組を進めて参ります。以上、議案第56号、内子町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論には入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第56号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第35 議案第58号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第36 議案第59号 令和3年度 内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第34 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」「日程第35 議案第58号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第36 議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

以上3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について、議案第58号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上3件について一括してご説明申し上げます。議案書10、補正予算関係をお手元にご用意ください。まず、議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明致します。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億31万円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して16億5,934万円、13.6%の減額となっております。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第5号）の財源を示しておりますが、国県支出金1億2,081万3,000円の増額、地方債3億4,380万円の増額、その他特定財源は、2億3,911万4,000円の減額、一般財源は3億1,662万6,000円の増額となっております。

次に、7ページにお戻りください。第2表「地方債補正」として、「災害復旧事業債」1億6,660万円、「過疎対策事業債」1億7,930万円を追加し、8ページの「辺地対策事業債」として210万円減額し、限度額を1億1,970万円に、「臨時財政対策債」として9,301万4,000円を増額し、限度額を2億5,301万4,000円に変更しております。次に、主な補正についてご説明させていただきます。今回の補正においては、災害関連が主な内容となっております。災害関係につきましては、5月17日から21日、5月26日から27日、並びに7月16日から19日までの梅雨前線豪雨による被害箇所の復旧として、3億1,765万6,000円を計上しております。

その内容につきましては、25ページをお開きください。下段の11款1項1目、農業施設災害復旧費4,220万5,000円。被害件数としましては、補助単独合わせて25件。内訳として、補助16件、単独9件でございます。

次に、26ページをお開きください。上段の11款1項2目、林業施設災害復旧費1,065万1,000円。被害件数としましては、補助単独合わせて11件。内訳としましては、補助1件、単独10件でございます。次に、その下の11款2項1目、公共土木施設災害復旧費、2億6,480万円。被害件数としましては、補助単独合わせて39件。内訳と致しましては、補助が7件、単独32件を計上しております。

その財源としまして、11ページをお開きください。中段の12款1項7目として、災害復旧費分担金として724万円。下段の14款2項8目、災害復旧費国庫補助金として4,995万8,000円。

12ページをお開きください。中段の15款2項9目、災害復旧費県補助金として2,445万円。

13ページをお願いします。下段の21款1項9目、災害復旧事業債として1億6,660万円を計上しております。

次に、そのほかの補正について、ご説明させていただきます。まず、歳入についてでございます。11ページにお戻りください。上段です。10款、地方交付税として、令和3年度の普通交付税の確定に伴い、4億9,687万1,000円を増額し、48億687万1,000円としております。普通交付税については、対前年度比1億4,837万1,000円、3.4%の増額となっております。次に、下段です、14款2項1目、総務費国庫補助金でございます。過疎地域遊休施設再整備事業費交付金として、平成20年度末に閉園となっている旧田渡幼稚園を交流宿泊施設に再整備をおこなう財源として2,000万円の国庫補助金を計上しております。

12ページをお願いします。上段です。15款2項4目、農林水産業費県補助金のうち、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金として1,191万4,000円を計上しております。次に、下段の18款1項1目、基金繰入金については、地方交付税、純繰越金の確定や補助金の確定にともない財政調整基金繰入金を4億3,551万円の減額、公共施設整備基金繰入金を2億552万円の減額、一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金を6,000万円の減額をしております。また、土地開発基金については、1,927万円の繰入を行い、柿原自治会館の用地取得費に充当いたします。

13ページをお願いします。中段です。19款1項1目、繰越金については、令和2年度繰越金の確定に伴い1億6,196万2,000円を増額し、3億6,196万2,000円としております。次に、下段の21款1項1目、総務債については、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い9,301万4,000円の増額補正をしております。そのほか、過疎地域持続的発展計画を策定することで過疎対策事業債を発行することができ、これに伴う町債の補正を行っております。また、先にも述べましたように、9目、災害復旧事業債として1億6,660万円を計上しております。

つづきまして、そのほかの歳出と致しましては、16ページをお願いします。中段でございます。2款1項20目、諸費、12節、委託料として、180万2,000円を計上しております。町営バス、デマンドバス、スクールバス計21台のバス車両に、抗ウイルス・抗菌効果のある薬剤を施工することにより、多くの町民の方が利用するバスに安心して乗車いただくことを目的とした予算でございます。

次に、17ページをお願いします。中段です。3款1項8目、介護保険費において、介護保健事業特別会計の繰出金として119万4,000円を減額補正しております。

次に、18ページをお願いします。下段でございます。4款1項2目、健康増進事業費、12節、委託料として、171万6,000円を計上しております。健診結果の利活用に向けた情報

標準化整備事業として、がん検診などの結果についてマイナポータルを通じて個人に提供するためのシステム改修を行う経費を計上しております。

次に、20ページをお願いします。上段です。6款2項2目、林業振興費として、1,918万9,000円を計上しております。林業事業主に対し、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の実施を支援する「森林整備担い手確保育成対策事業費補助金」や「鳥獣被害防止総合対策事業補助金」などを計上しております。

同じく20ページ下段でございます。7款1項1目、商工総務費、18節の交付金として、1,800万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大きく減少している中小企業を支援するため、新型コロナウイルス対策えひめ版応援金として、2号及び3号補正で計上していますが、申請額が当初の見込みを大幅に超えていることにより増額補正を行うものです。

次に、22ページをお願いします。中段です。9款1項1目、常備消防費、18節の負担金として、大洲地区広域消防事務組合負担金を組合の人件費にかかる経費が減少したことに伴い、868万円減額補正しております。

次に、24ページをお願いします。中段です。10款5項1目、社会教育総務費、12節、委託料として、180万4,000円を計上しております。令和3年及び令和4年の成人式の開催に向けて、コロナ対策として県外から参加する新成人を対象にPCR検査を実施する経費、また、成人式のライブ配信を行う経費を計上しております。

次に、24ページ下段から25ページ上段にかけまして、3目、自治センター費、14節、工事請負費として、旧田渡幼稚園園舎改修工事6,075万3,000円を増額、また、和田自治会館解体工事入札減少分257万6,000円を減額補正し、差し引き5,817万7,000円を計上しております。旧田渡幼稚園園舎改修については、お遍路やサイクリストなどの宿泊施設として整備し、地域と都市部を結ぶ交流拠点として活用することにより、田渡地区の魅力発信と交流人口増加による地域活性化を図ることを目的として再整備を行うものでございます。次に、6目、伝統文化施設総務費、18節の補助金において、内子座文楽公演の中止に伴い683万2,000円の減額補正をおこなうものです。

次に、26ページをお願いいたします。下段です。13款1項1目、基金費において、財政調整基金1,329万7,000円、公共施設整備基金1億円、学校教育施設整備基金41万3,000円の積立をおこなう予算を計上しております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第58号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動及び繰越金の確定に対する予算を計上しております。歳入歳出それぞれ376万4,000円を減額し、26億3,838万4,000円といたしているところでございます。前年度の9月補正後予算と比較して172万2,000円、0.1%の減額となっております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第59号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開きください。今回の補正につきましては、重要給水施設配水管耐震化事業追加要望によるもので、資本金収入については400万円の補正を行い、1億8,

141万1,000円に。資本的支出については2,200万円の補正を行い、2億9,306万2,000円といたしているところでございます。以上、簡単ではございますが、議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）から、議案第59号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）までの3件についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 一般会計補正予算の24ページ、委託料、成人式開催に伴うPCR検査についてお伺いします。予算決算委員会でもご説明あると思うんですけど、町長がご出席されるか分かりませんのでこの場で町長にぜひお答えいただきたいと思います。この夏も帰省によるコロナ感染というのが非常に心配されたわけですけど、緊急事態宣言の地域からは帰省しないよというのを国の方でそういうアナウンスがあってそういう共通認識がある中でそれでもやっぱり帰りたい、帰ってきほしいという方はどこの地域でもおられるということで私も複数そういった地域から内子町に帰ってきているという事例を聞いております。やはり、これだけ長くコロナ禍が続いてやはり町民ももういい加減長すぎる、孫や子どもに会えないというのが長すぎるというそういう気持ちがある方は非常に多いんじゃないかと思います。そういった中で成人式を2年連続できなかったということでそれを何としてでも開催したいということで検査費用を予算に上げているということは一定程度理解できるんですけど成人式対象のお子さんだけでなく、やはり帰ってきほしい子どもさん、お孫さんというのは待ち望んでいる方はたくさんいらっしゃると思います。それで他の県でも例えば山口県、徳島県、広島県もPCR検査無料というのを帰省客にやってますけど、そういったことを抜きにして成人式だけを先に進めるというのは、私は町民の理解が得られないんじゃないかというふうに思います。その点、町長どのようにお考えでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 説明の時にも申し上げましたように2年続けてのコロナによる中止ということもございますので、町の行事としてしっかりと帰ってきていただいて、もちろん感染対策はとりますけど、しっかりやっていきたいということの気持ちで検査をして実施をしていきたいと思っております。ただ、先ほど言われました徳島とかやっているのは私も存じております。これについてもお盆に帰省をする方、やむを得ない理由で帰省をされる方についてはPCR検査をしますということをやっているのは存じておりますけれども、逆に言えば帰ってくる人をやむを得ない理由というのは結局、最終的には個人のことになりますので、帰ってくる人を増やしてしまう、そういうことで感染拡大に逆につながる可能性もなくはないので、それについては現時点そういう方について町がPCR検査をして積極的に帰ってきていただくということについては、現時点では考えておりません。1年半以上、コロナ感染拡大が続いております。これができるだけ早く収束するというのが一番のことですのでそのために一生懸命ワクチン接種をしてい

るところであります。なので接種率を皆さん少しでも多くの方に接種していただくということ、それを一生懸命やっていくというのが一番いいと私は考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第57号」から「議案第59号」までの3議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」から「議案第59号」までの3議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員である中野見秀氏が、令和3年12月31日で任期満了を迎えるため、その後任として大程幸子氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。大程氏は、昭和30年2月3日のお生まれで、内子町大瀬北95番地にお住まいでございます。農業を通じ、地域のリーダー、女性のリーダーとして、地域活動・農業振興などに、長年、ご尽力されています。また、男女共同参画社会の実現と女性の人権問題に適切に対処していくため、大程氏の豊富な知識や高い人格識見等は、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。お諮りします。「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、9月16日の本会議でお願いします。

次の本会議は、9月16日、午前10時に開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和3年9月第119回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和3年9月 2日（木）

○開会年月日 令和3年9月16日（木）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	城戸	司 君	2番	塩川	まゆみ 君
3番	関根	律之 君	4番	向井	一 富 君
5番	久保	美博 君	6番	森永	和夫 君
7番	菊地	幸雄 君	8番	泉	浩 壽 君
9番	大木	雄 君	10番	山本	徹 君
11番	才野	俊夫 君	12番	下野	安彦 君
13番	林	博 君	14番	山崎	正史 君
15番	寺岡	保 君			

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山岡 敦 君
総務課長	黒澤 賢 治 君	商工観光班長	大竹 浩一 君
教 育 長	山岡 晋 君		
代表監査委員	赤穂 英一 君	農業委員会会長	堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	林 純 司 君	書 記	和 氣 啓 介 君
---------	---------	-----	-----------

○議事日程（第12号）

令和3年9月16日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議認第12号 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議認第13号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議認第14号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第15号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 7 議認第16号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第17号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第55号 第52号 令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について
- 日程第15 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第58号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第60号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第19 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） 只今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、下野 安彦議員、15番、寺岡 保議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第12号のとおりであります。これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

- 日程第3 議認第12号 令和2年度内子町一般会計 歳入歳出決算の認定について
日程第4 議認第13号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第5 議認第14号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第6 議認第15号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第7 議認第16号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第8 議認第17号 令和2年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議認第12号 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第17号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、「議認第12号 令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、「議認第17号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第12号から議認第17号までの6件は、原案のとおり認定すべきものとするものでございます。

去る9月8日、9日、10日の3日間の日程で委員会を開催し、令和2年度各会計の決算について、「歳入歳出決算書」、「決算資料」、「わが町の家計簿」、および各課で作成された説明資料等に基づき、「事業執行において、どのような効果があったのか。住民の福祉の向上にどう寄与しているのか。」を基本として審査を行いました。審査における経過及び主な質疑等についてご報告をいたします。

まず、一般会計決算からご報告いたします。総務費関係では、デマンドバスの運行について、「デマンドバスの利用者が減少しているが、路線の統廃合の検討を早急にすべきでは。」との質問に対し、「新型コロナの影響も若干あったかと思うが、運行方法や便数などの見直し、観光客や学生の利用も見込めないか、検討していきたい。」との答弁がありました。さらに、「タクシーチケットの利用なども含めて複合的に考えてみては。」との質問に対し、「現在行われている免許返納者へのバスチケット、障がい者に対するタクシー補助やバス割引制度など、課を超えて横断的に検討していきたい。」との答弁がありました。

選挙立会人の報酬について「立会人の方から報酬が低すぎるのではないかという声がある。」との質問に対し、「報酬の見直しについては、近隣市町の状態などを確認しながら検討させていただきたい。」との答弁がありました。

マイナンバーカードの普及について「若い世代の人たちには、SNSなどを使って発信してほしい。」との質問に対し、「広報などではなかなか響かない状況もあるので、前向きに考えていきたい。」との答弁がありました。

民生費関係では、「地域の独居老人が亡くなったが、在宅福祉事業の緊急通報装置はどう周知しているのか。」との質問に対し、「広報への掲載、また民生児童委員には研修会を通して説明しており、必要な方を紹介してもらっている。」との答弁がありました。「民生児童委員や見守り推進員は、地域でよく知っている人だけに、相談しにくいという声もあるが。」との質問に対し、「社協が行う心配ごと相談、行政相談や役場での窓口相談等もあるので、相談しやすい窓口で受けてほしい。」との答弁がありました。「児童館の一般利用の状況について。」との質問に対し、「午前は未就学児の利用が多く、午後は学校を終えた小学生の利用が中心となっている。」との答弁がありました。

衛生費関係では、「山間部における不法投棄対策について、どう対応しているのか。」との質問に対し、環境政策室において、土地所有者と相談させてもらっているが、ひどい案件については、警察署や保健所からの指導も仰ぎながら対応している。」との答弁がありました。「自治会が行うクリーン活動などで収集したごみを持ちこんだ場合、費用は発生するのか。」との質問に対し、「自治会活動で出てきたものについては、経費が発生しないよう対応していきたいと考えている。」との答弁がありました。

土木費関係では、老朽空き家除去事業補助について「何らかの検討をしなければ、老朽空き家が今後も増えていくのではないか。」との質問に「所有者との協議を進めると同時に、特定空き家の制度も活用しながら、最終的には行政代執行という形に繋がっていくと思う。」との答弁がありました。

農林水産業費関係では、鳥獣対策事業について、「猟友会に対する有害鳥獣駆除の捕獲奨励金が出ているが、地区ごとの協力体制はできているのか。」との質問に対し、被害があった場合は、猟友会の支部長などに連絡を取り、捕獲の協力をお願いしている。」との答弁がありました。

商工費関係では、「コロナ禍において、観光施設で働く会計年度任用職員はどう対応したのか。」との質問に対し、「ワクチン接種の電話業務や収蔵庫などの整理をお願いした。」との答弁がありました。内子町のPRと町産品の販売促進の向上を図る町産品販路開拓支援事業について「事業内容の報告だけでなく、どのような成果・実績があったかを来年度からは説明してほしい。」との要望に対し、「そのようにしていきたい。」との答弁がありました。「小田深山のスキー場において、雪の中でキャンプするなどの利用方法は考えられないか。」との要望に対し、「キャンプでも、不便さを楽しむなど個人の時間の使い方が多様化してきているので、検討していきたい。」との答弁がありました。

消防費関係では、消防団員への安全靴やヘルメット支給について「地域住民の安心安全を守る活動している消防団員のために、速やかな整備を。」との質問に対し、団員が安全な活動できるように、財政等も含めて検討していきたい。」との答弁がありました。

教育費関係では、「中学校部活指導員謝礼について、今後増やしていく予定なのか。」との質問に対し、「現在3名の方にお手伝いいただき、教員の負担軽減につながっていると実感しているが、参加しやすい環境を整備しながら、人材を確保していきたい。」との答弁がありました。奨学金の滞納者については、連帯保証人との話し合いを進めるべきではないか。」との質問に対し、「税務課と連携しながら検討させていただきたい。」との答弁がありました。「みそぎの里のトイレ改修について、その後どのようなになったのか。」との質問に対し、「男性・女性トイレの仕切り版を天井まで設置するよう施工した。」との答弁がありました。

5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていただきたいと思います。特に介護保険サービス事業特別会計では、「ケアマネージャーが違っても、同じケアプランになると考えて良いのか。」との質問に対し、「ケアマネージャー同士の勉強会などを実施しているが、包括支援センターでもケアプランの点検をしており、同じものになると思っている。」との答弁がありました。

以上、審査状況について報告をいたしました。採決の結果、令和2年度における各会計決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、執行されていると認められ、よって、「議認第12号」から「議認第17号」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それぞれの事業において、各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望等については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

山本委員長、席にお戻りください。「議認第12号」から「議認第17号」までの6件は、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第12号」から「議認第17号」までの6件は、一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。「議認第12号」から「議認第17号」に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議認第12号」から「議認第17号」までの決算認定6件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9 議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第10 議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」「議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、「議案第42号」及び「議認第18号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。水道事業で生じた利益剰余金は、5,187万6,334円です。減債積立金に4,187万6,334円を積立し、企業債の償還に備えるものです。また、残りの1,000万円を将来の欠損金を埋めるための積立として利益積立金に積み立てるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、議案第42号は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

「議認第18号 令和2年度水道事業会計決算について」は、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。「議案第42号 令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議認第18号 令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議認第18号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第12 議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」「議認第19号 令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、議案第43号及び議認第19号は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第43号、令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分については、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。下水道事業で生じた利益剰余金は、77万6,582円です。減債積立金に77万6,582円を積立し、企業債の償還に備えるものです。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、議案第43号は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議認第19号、令和2年度下水道事業会計決算については、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。「議案第43号 令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第19号 令和2年度 内子町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議認第19号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第46号 内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、内子町障害者地域活動支援センターの指定管理者制度導入に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「指定管理者を導入することのメリットは。」との質問に対し、「直営の場合、役場職員には異動があり必ずしも専門的な知識を持ち合わせているとは限らないが、専門事業者に運営を任せることで、様々なサービスやサポートが期待できる。」との答弁がありました。採決の結果、議案第46号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第46号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第46号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る 工事請負契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第55号 第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る9月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第55号 第52号令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第55号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の契約は、8月10日に見積を徴取し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものです。委員から、「設計は環境政策室で行うのか。業者の言いなりということはないのか。」との質問に対し、「建設デザイン課のチェックを受け、現場の確認等も行いながら設計をしている。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第55号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

「議案第55号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第55号」

は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第55号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第16 議案第58号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」から「日程第17 議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」までの3議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。

去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました3件の補正予算について、9月7日に委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全3議案、原案のとおり可決すべきものでございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億31万円とするものです。一般会計補正予算（第5号）に充当する財源は、国県支出金1億2,081万3,000円、地方債3億4,380万円、一般財源3億1,662万6,000円の増額、その他特定財源2億3,911万4,000円の減額となっています。主な歳入については、地方交付税ですが、普通交付税の確定に伴い、4億9,687万1,000円を増額し、48億687万1,000円としています。また、旧田渡幼稚園を交流宿泊施設に再整備を行う財源として、国庫補助金が2,000万円計上されています。農林水産業費県補助金のうち、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金として1,191万4,000円が計上されています。また、土地開発基金については、1,927万円の繰入を行い、柿原自治会館の用地取得費に充当しています。

主な歳出予算ですが、2款総務費においては、委員から、「退任した地域おこし協力隊が担っていた御祓地区の活動はどうなるのか。」との質問に対し、「御祓地区には、現在もう一人隊員がおり、精力的に活動しているが、来年2月が任期終了なので、後任の募集を考えている。」との答弁がありました。3款、民生費においては、委員から、「ねんりんピックの内容について。」との質問に対し、「令和5年度に愛媛大会が開催される予定である。内子町においては軟式野球を開催することになっているので、その運営について視察研修を行いたい。」との答弁がありました。6款、

農林水産業費では、委員から、「愛媛たいき農業協同組合に補助している乾燥機はどこに設置されるのか。」との質問に対し、「旧五十崎のライスセンターで管理し、2台を更新する予定である。」との答弁がありました。8款、土木費では、旧森家住宅増築部分等撤去工事費として110万円が計上されています。委員から、「旧森家の撤去工事については、全体的な計画を示すことが先だと考えるが。」との質問に対し、「住民やキーパーソンの意見をヒアリングした結果、この前庭で、人の流れなどを検証する実証実験をやらせていただきたい。」との答弁がありました。10款、教育費では、工事請負費として、旧田渡幼稚園園舎改修工事6,075万3千円が計上されています。旧田渡幼稚園園舎改修については、お遍路やサイクリストなどの宿泊施設として整備し、地域と都市部を結ぶ交流拠点として活用することにより、田渡地区の魅力発信と交流人口増加による地域活性化を図ることを目的として再整備を行うものです。委員から、「地域からの要望や活性化のためとはいえ、民間では考えられない事業なので、しっかり検証してほしい。」との質問に対し、「モニタリング調査などしながら、議会にも報告させていただきたい。」との答弁がありました。また、委託料として、令和3年及び令和4年の成人式の開催に向け、コロナ対策として県外から参加する新成人を対象にPCR検査を実施する経費、また、成人式のライブ配信を行う経費として180万4千円が計上されています。委員から、「事前にPCR検査を済ませてから帰省してもらい、式前日に抗原検査を行う2段階の検査が良いと考えるので、検討してもらいたい。」との質問に対し、「タイムスケジュール的には厳しいが、考慮したい。」との答弁がありました。その他、予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計1件についてですが、議案第58号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ376万4,000円を減額し、総額を26億3,838万4,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、企業会計1件についてですが、議案第59号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、重要給水施設配水管耐震化事業追加要望によるもので、資本的収入について400万円の補正を行い、1億8,141万1,000円に、資本的支出について2,200万円の補正を行い、2億9,306万2,000円としています。特に質疑はなく、採決の結果全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。委員長報告に対する質疑を省略します。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。まず、「議案第57号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は本補正予算案に反対する立場から討論をいたします。新型コロナウイルスの感染拡大の影響から昨年度実施できなかった成人式を本年度は昨年度分とあわせ2か年分を開催するために必要な経費として、県外在住の対象者95名分のPCR検査委託料、180

万円が計上されています。私は2つの理由で本委託料の予算には問題があると考えます。第1に昨年の春先から新型コロナウイルス感染拡大からの影響で当時感染拡大地域からの移動自粛要請などで1年半以上にもわたる長い期間、首都圏や大阪など県外に住む子どもや孫などに会っていない町民が多数いらっしゃいます。次の年末年始こそは子どもや孫たちに会えることを強く願っている家族が帰省者からの感染への不安を取り除くためには帰省者への検査が行われることが必要です。この夏の帰省者に対して、徳島県や広島県、山口県などは、無料でPCR検査を実施しました。市町村でも新潟県長岡市など帰省者に対する抗原検査を実施したところもあります。内子町でもワクチン接種が進んでいますが、現在流行しているデルタ株ではワクチンを接種しても人に感染させるリスクが大幅に減るとは考えられていません。PCR検査は1件あたり2万円近くと高額なことから多くの人に頻回検査するためには抗原検査が有効です。国も職場や学校などで抗原検査キットを有効に活用することを推奨しています。こういった希望する多くの方を対象とした検査を実施するための予算を計上する前に成人式に参加する県外からの少数の参加者のみを対象とした検査の予算に対して、多くの町民の理解が得られるとは考えられません。第2に、検査の実施方法が感染拡大を防止する目的からも合理的とは言えません。担当課の説明では成人式に参加したい意向を確認した県外在住の方を対象に12月中旬にPCR検査キットを送付し、現地で自ら検体を採取したのちに検査機関に送り、結果を本人と町で共有、陰性を確認したのちに、式に参加していただくこととされています。しかし、現地で採取した検体で陰性を確認してから成人式が開催される1月8日、9日までに人との接触機会は少なからずあり、感染するリスクはあります。また、県内に在住する方でも年末年始には多くの人と接触する機会があり、リスクはあるにも関わらず、検査の対象としないことにも問題があります。成人式開催のための検査ならすべての参加者に対して前日など開催のなるべく近い日に町が指定する場所で検査する必要があると考えます。以上のことから成人式開催のためのPCR検査委託料180万円の予算に反対することから本補正予算案には反対すべきものとして討論を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） 私は、議案第57号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）の承認に賛成の立場で討論致します。今問題になっているのは成人式のPCR検査の予算計上についてです。県外在住成人式参加希望者に対する検査は、主催者である行政がコロナに感染しているか否かを事前把握し、参加の可否決定をし、参加者や町民の安心安全を確保するのはすごく必然的なことです。自覚症状のないまま感染者が出席することで感染拡大があってはならないことです。そのリスクを排除する手段でもあります。帰省後、参加直前に町内の医療機関でPCR検査をし、陰性者のみが参加する方がより安心で安全であることも考えられることもありますが、検査体制及びその検査能力に非現実的ではないかと思います。検査後の感染回避は行動範囲等自粛をし、感染防止に自助努力することが参加希望者の努力義務であるのではないかと思います。以上のことからこの予算に賛成致します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私は今回の補正予算案に反対の立場で討論致します。先ほど関根議員からも指摘があった通り、このPCR検査が感染対策として行われる以上、この実行性に疑問が残るものであります。2日間両日に渡り120人、150人を一同に集めるイベントにおいては確かに検査の対象の人数が少なすぎ、また期間にも幅がありすぎて感染者を把握するための対策としては非常に不十分です。また来年1月ごろの感染状況がどうなっているかはまだ分かりませんが、現時点での全国の数字を見ていると、例えば感染報告者数が少ない県からの帰省よりも松山市からの帰省の方がよりハイリスクであると言えます。また年末年始という時期を考慮した場合、町内在住の新成人であっても家庭内に県外からの帰省客がいる、または自主的に検査をせず県外から帰省してきた友人、知人と会うなどの可能性は否定できません。このような感染対策上の穴ともいえるケースについて個人に心がけや注意を呼び掛けるだけでは、感染対策として不十分であります。これまで報告されている感染者の皆さんも決して感染防止努力が不十分だったわけではなく、やはり不測の事態で本人も予想しないところで感染がおこっているのであり、あくまで感染防止を防ぎ安心安全な成人式の開催のためには、より対象を幅広く検査をすることが必要であると言えます。また、検査体制についても今や唾液の簡便な検査キットもあり導入は他の自治体でも多くなされてそれほど難しくないと考えます。町独自の検査拡充は、私も以前から強く要望してきたことであり、今回予算が計上されるというのは大変喜ばしいことではあるのですが、やるからには感染拡大防止に現時点で最大限の効果を発揮する方法でなければ意味がありません。以上の点を持ちまして原案通りの可決には反対する立場です。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。

よって、「議案第57号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第58号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第58号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第59号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第59号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第60号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第60号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、議案第60号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）についてご説明致します。

議案書10-2の予算書の1ページをお開きください。令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億226万円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して16億5,739万円、13.6%の減額となっております。今回の補正においては、新型コロナウイルス感染症対策として「えひめ版応援金（第1弾）」の追加補正をするものです。第1弾の応援金は、外出自粛等の影響を受けた事業者に対し、8月末までを期限に申請を受け付けておりましたが、当初見込んでおりました件数から、大幅な増加となったことから、今回不足分を追加計上するものでございます。

8ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費にえひめ版応援金給付金として、520万円を計上しております。今回の補正において法人事業者分4件、個人事業主分18件分の支出額を計上いたします。

その財源としては、7ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金として195万円。一般財源として、8ページ下段の13款諸支出金、1項基金費、1目基金費において、財政調整基金に積立を予定していた金額から325万円の組み替えを行い、一般財源を充当しております。以上で、議案第60号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第60号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（菊地幸雄君） 日程第19 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和3年9月16日提出。

提出者、内子町議会総務文教常任委員会、委員長、向井 一富。

提出の理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く求めるため、国及び政府に対し意見書を提出するものであります。

それでは意見書を読み上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

１、令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３、令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４、令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

５、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月１６日。

愛媛県内子町議会。

○議長（菊地幸雄君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

向井委員長、席にお戻り下さい。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 令和3年9月の内子町議会定例会の閉会にあたりまして一言、御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、本定例会にご出席賜り、ご提案申し上げました案件につきましてはいずれも原案のとおりご決定賜り心から厚く御礼を申し上げます。審議の過程で頂戴いたしましたご意見、ご指摘等につきましては、今後の町政運営にあたり、できるだけ反映すべく努力してしていきたいと考えております。さて、新型コロナウイルス感染症拡大により商工業を中心とする産業に大きなダメージを与えておりますが、国をはじめ県や町でも何度も繰り返し感染拡大の波に対しその都度対策をおこなって参りました。このような状況の中、愛媛県では、新型コロナウイルス感染症で打撃を受けた中小事業者などへの支援として愛媛版応援金の第1弾が実施されております。内子町においてもこの応援金に町独自の応援金を上乗せし、支給をおこなっているところでありますが、その応援金に不足が生じたことから、今回追加議案として補正予算を提出させていただきました。この議案に対してもご決定いただきましたので速やかな支給に努めていきたいと考えております。また、愛媛県では今回、愛媛版応援金の第2弾を実施するとのことですが、内子町においても条件に応じてこの応援金に上乗せをするなど影響を受けた事業者へのさらなる支援に努めて参りたいと考えております。新型コロナウイルス感染症は現在少し落ち着いてきてはおりますが、まだまだ安心できる状況ではありません。今後とも感染防止対策をしっかりとこないながら合わせて10月下旬ごろには希望する方のワクチン接種も終わる予定でございますので、引き続き円滑な接種を進め一日も早く日常を取り戻していきたいというふうに考えております。猛暑の夏も過ぎましたが、まだまだ残暑厳しい

状況であります。議員の皆様におかれましては今後ともご自愛の上、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして本定例会の閉会のあいさつと致します。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和3年9月第119回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第119回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 2	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
報告 5	専決処分の報告について (議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて)	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 6	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 7	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 8	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 9	健全化判断比率の報告について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 10	資金不足比率の報告について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
報告 11	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	受理
議認 11	内子町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	令和 3.9.2	令和 3.9.3	承認
議認 12	令和2年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議認 13	令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議認 14	令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定

議認 15	令和2年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議認 16	令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議認 17	令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議案 42	令和2年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議認 18	令和2年度内子町水道事業会計決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議案 43	令和2年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議認 19	令和2年度内子町下水道事業会計決算の認定について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	認定
議案 44	内子町学校教育施設整備基金条例の制定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 45	内子町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 46	内子町障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議案 47	内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 48	内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 49	内子町地区集会所の指定管理者の指定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 50	護国コミュニティセンターの指定管理者の指定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 51	内子町農村交流施設の指定管理者の指定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 52	内子町農村公園の指定管理者の指定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決

議案 53	内子町たばこ共同育苗施設の指定管理者の指定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 54	内子町道路線の変更について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 55	第52号 令和3年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議案 56	内子町過疎地域持続的発展計画の策定について	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 57	令和3年度内子町一般会計補正予算（第5号）について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議案 58	令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
議案 59	令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	令和 3.9.2	令和 3.9.3	原案可決
議案 60	令和3年度内子町一般会計補正予算（第6号）について	令和 3.9.2	令和 3.9.16	原案可決

3. 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和3年 請願受理 1	加齢性難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願 (産業建設厚生常任委員会付託のもの)	令和 3.9.2	令和 3.9.2	不採択

議員提出議案

発議第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和3年9月16日提出

提出者 内子町議会総務文教常任委員会委員長 向井 一富

(提出の理由)

新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く求めるため、国及び政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同

額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

愛媛県内子町議会
